

地方独立行政法人さんむ医療センター
令和5事業年度の業務実績に関する報告書

小項目評価

令和6年8月

山武市
地方独立行政法人さんむ医療センター

さんむ医療センターの概要

1. 現況

法人名 地方独立行政法人さんむ医療センター
所在地 千葉県山武市成東167番地
役員（令和6年3月31日現在）

職名	氏名	備 考
理事長	坂本 昭雄	院長 看護部長 医療技術部長 事務長
理事	篠原 靖志	
理事	井上 純子	
理事	鈴木 豊	
理事	小川 雅弘	
監事	高橋 一嘉	

設置・運営する病院 別表のとおり
職員数（令和6年3月31日現在）433人（常勤職員 355人、非常勤職員 78人）

2. さんむ医療センターの基本的な目標等

平成22年3月末をもって解散した組合立国保成東病院は、昭和28年6月の開院より57年間にわたり、山武郡市における地域医療の中核的病院として、地域全体の医療水準の向上に努めてきた。平成22年4月に地方独立行政法人となり、これまで公的病院としての役割を担ってきたが、近年の病院を取り巻く医療環境はますます厳しさを増しており、持続的かつ安定的に医療を提供することが求められている。
このため、地方独立行政法人さんむ医療センターは、救急医療や住民が求める医療サービスの提供に努めるとともに、地方独立行政法人制度の特徴を生かして、サービスの向上と経営の効率化等について積極的な取り組みを行い、患者及び住民の医療ニーズに対し最大限に応えていくことが使命である。

（別表）

病院名称	さんむ医療センター
主な役割及び機能	地域の中核的病院、救急告示病院、地域がん診療病院
所在地	千葉県山武市成東167番地
設立	平成22年4月1日
許可病床数	199床
診療科目	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、小児科、外科、小児外科、大腸・肛門外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、総合診療科（院内標榜）、形成外科（院内標榜）
敷地面積	24,627.16㎡
建物規模	北棟 地上5階建【建築面積 2,176.38㎡ 延床面積 7,678.37㎡】 中棟 地上3階建【建築面積 1,339.68㎡ 延床面積 2,784.96㎡】 南棟 地上6階建【建築面積 1,219.82㎡ 延床面積 5,930.38㎡】 カルテ庫棟 地上3階建【建築面積 79.14㎡ 延床面積 237.42㎡】 MRI棟 1階平屋建【建築面積 121.38㎡、延床面積 121.38㎡】 中央物流センター棟 地上2階建【建築面積 42.85㎡ 延床面積 85.70㎡】

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉（目次）

【年度計画】

- 第1 年度計画の期間
- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
1. 地域の特性に配慮した医療の確立と提供
 2. 医療水準の向上
 3. 患者サービスの一層の向上
 4. 安心して信頼できる良質な医療の提供
 5. 市の医療施策推進における役割
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
1. 地方独立行政法人としての運営管理体制の持続的な発展
 2. 効率的かつ効果的な業務運営
- 第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
- 第5 短期借入金の限度額
- 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第7 剰余金の使途
- 第8 料金に関する事項
1. 使用料及び手数料
 2. 使用料及び手数料の減免
- 第9 その他業務運営に関する重要事項
1. 施設整備の推進
 2. 病院機能の拡充
 3. 積立金の処分に関する計画

1 法人の総括と課題

地方独立行政法人化14年目（第4期中期計画4年目）となる令和5年度も引き続き、法人運営の基盤となる理事会や管理職で構成し主要事項の検討を行う「経営の質向上委員会」及び「病院の質向上委員会」を定期的に開催し、的確な運営が行えるよう努めるとともに、中期目標・中期計画及び年度計画の達成に向けて取り組みを行ってきた。

新型コロナウイルス感染症対策では、1病棟と5病棟の各5床を確保病床としていたが、10月1日に確保病床を1床に縮小した。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、面会制限の緩和を実施した。

産科入院については、令和5年度の分娩数が110件となっているが、助産師不足により体制を維持できなくなったため、令和6年2月から分娩受入を休止した。

地域包括ケア病棟においては、これまでは一般急性期病棟からの院内転棟が中心だったが、短期入院や在宅療養中の高齢者の入院を直接受ける体制に変更し、地域包括ケアの推進に貢献できるよう努めた。

2 大項目ごとの特記事項

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する取組

- ・診療体制の充実と強化については、令和5年度の常勤医師は前年度より1名増員し、41名体制となった。
- ・医療機器等については、汎用超音波画像診断装置外15品目について順次購入を進め、整備・更新を行った。
- ・救急医療の充実については、地域医療機関と連携を図り二次救急医療輪番体制を実施し、当院では、外科系187日、内科系36日を担当し、救急告示病院、地域の中核的病院としての役割を果たすことができた。
- ・地域医療連携の推進については、厚生労働省より「地域がん診療病院」として指定を受け、グループ指定先病院として地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、千葉県がんセンターと連携体制を構築し、緩和ケア、相談支援、がん診療等を整備した。がん拠点病院のない医療圏のがん医療の向上に努めた。
- ・平成26年1月より、かんわケア病棟入院料の施設基準届出を行い、がん患者の受け入れを引き続き強化している。
- ・患者サービスの一層の向上については、より患者のニーズに応えた情報を配信するため、季刊誌「さんむTIMES」を発行している。新任医師の紹介、医師や医療技術職員による医療情報や仕事内容について紹介を行い、院内フロアをはじめ、近隣市町の窓口を通じ配布した。
- ・患者及び住民に対し、病院ホームページを通して医療情報等について発信し、分かりやすく、かつ新しい情報を迅速に提供するための積極的な取り組みを引き続き行った。
- ・平成28年12月より地域包括ケア病棟を開設し、急性期治療後の病状や身体機能の回復に向けてケアを行い、安心して在宅療養できるように退院支援を行っている。
- ・令和元年度より山武市の大腸がん一次検診を受託し、令和5年度は88件行った。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する取組

- ・理事会や管理職で構成する「経営の質向上委員会」及び「病院の質向上委員会」を定期的に開催し、法人の運営が的確に行えるよう努めた。
- ・平成24年度から本格導入した人事評価制度については、平成25年度以降、給与への反映を開始している。
- ・収入を確保するため、急性期病棟から回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟への転棟を促して回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟の病床利用率向上を図るとともに、急性期病棟の効率性の維持に努めた。
- ・費用の節減対策のため、物価高騰の状況を踏まえ、診療材料は、品目の見直し、安価なものへの切替え、また、医薬品は費用対効果に優れた後発医薬品への切替えに努めた。さらに契約については、競争入札を中心として公共調達の適正化を図った。
- ・平成28年4月より「地域がん診療病院（グループ指定医療機関）」の指定を受け、地域のがん診療の拠点となるべくがん患者の受け入れに力を入れている。
- ・平成28年6月より電子カルテシステムの稼働を開始し、患者サービスの更なる充実と医療システムの連携による利便性の向上に継続して努めている。

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価																			
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント																		
第 1 中期目標の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。医療・保健・介護を健診から在宅まで三位一体で切れ目なく地域住民に提供し、安心して暮らすことができる医療環境を整備することを目途とする。目途を実現するための施設整備を推進する。また、財務基盤を強化し、経営を安定させることで、地域住民により安心感を与える。これらの内容を含め、次の中期目標に円滑につなげる。	第 1 中期計画の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。ただし、医療・保健・福祉を健診から在宅まで三位一体で切れ目なく地域住民に提供し、安心して暮らすことができる環境を整備することを目途とする。目途を実現するための施設整備を推進する。また、財務基盤を強化し、経営を安定させることで、地域住民により安心感を与える。	第 1 年度計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで																							
第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		大	B	B																			
1 地域の特性に配慮した医療の提供	1 地域の特性に配慮した医療の確立と提供 <table><tr><td rowspan="5">病床数</td><td>(令和2年度～令和3年度) 急性期一般病棟 169床 地域包括ケア病棟 40床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 合計 265床 (令和4年度～令和5年度) 急性期一般病棟 103床 地域包括ケア病棟 40床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 合計 199床</td></tr><tr><td>診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、緩和ケア内科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科</td></tr><tr><td>併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所</td></tr><tr><td>指定告示等 救急告示病院</td></tr><tr><td></td></tr></table>	病床数	(令和2年度～令和3年度) 急性期一般病棟 169床 地域包括ケア病棟 40床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 合計 265床 (令和4年度～令和5年度) 急性期一般病棟 103床 地域包括ケア病棟 40床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 合計 199床	診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、緩和ケア内科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科	併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所	指定告示等 救急告示病院		1 地域の特性に配慮した医療の確立と提供 <table><tr><td rowspan="5">許可病床数</td><td>急性期一般病棟 99床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 地域包括ケア病棟 40床 人間ドック 4床 合計 199床</td></tr><tr><td>診療科目 内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、緩和ケア内科、総合診療科（院内標榜）、外科、大腸・肛門外科、小児科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、小児外科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、形成外科（院内標榜）</td></tr><tr><td>併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所</td></tr><tr><td>指定告示等 救急告示病院、地域がん診療病院</td></tr><tr><td></td></tr></table>	許可病床数	急性期一般病棟 99床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 地域包括ケア病棟 40床 人間ドック 4床 合計 199床	診療科目 内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、緩和ケア内科、総合診療科（院内標榜）、外科、大腸・肛門外科、小児科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、小児外科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、形成外科（院内標榜）	併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所	指定告示等 救急告示病院、地域がん診療病院		地域の特性に配慮した医療の確立と提供 <table><tr><td rowspan="5">許可病床数</td><td>急性期一般病棟 99床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 地域包括ケア病棟 40床 人間ドック 4床 合計 199床</td></tr><tr><td>診療科目 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、小児科、外科、小児外科、大腸・肛門外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、総合診療科（院内標榜）、形成外科（院内標榜）</td></tr><tr><td>併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所</td></tr><tr><td>指定告示等 救急告示病院、地域がん診療病院</td></tr><tr><td></td></tr></table>	許可病床数	急性期一般病棟 99床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 地域包括ケア病棟 40床 人間ドック 4床 合計 199床	診療科目 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、小児科、外科、小児外科、大腸・肛門外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、総合診療科（院内標榜）、形成外科（院内標榜）	併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所	指定告示等 救急告示病院、地域がん診療病院		中	B	B	
病床数	(令和2年度～令和3年度) 急性期一般病棟 169床 地域包括ケア病棟 40床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 合計 265床 (令和4年度～令和5年度) 急性期一般病棟 103床 地域包括ケア病棟 40床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 合計 199床																								
	診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、緩和ケア内科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科																								
	併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所																								
	指定告示等 救急告示病院																								
許可病床数	急性期一般病棟 99床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 地域包括ケア病棟 40床 人間ドック 4床 合計 199床																								
	診療科目 内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、緩和ケア内科、総合診療科（院内標榜）、外科、大腸・肛門外科、小児科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、小児外科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、形成外科（院内標榜）																								
	併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所																								
	指定告示等 救急告示病院、地域がん診療病院																								
許可病床数	急性期一般病棟 99床 回復期リハビリテーション病棟 36床 緩和ケア病棟 20床 地域包括ケア病棟 40床 人間ドック 4床 合計 199床																								
	診療科目 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、小児科、外科、小児外科、大腸・肛門外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、総合診療科（院内標榜）、形成外科（院内標榜）																								
	併設施設 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所																								
	指定告示等 救急告示病院、地域がん診療病院																								
(1) 施設整備の推進 千葉県保健医療計画地域医療構想において山武長生夷隅保健医療圏では、急性期病床の需要が減り、回復期病床の需要が増えるとともに既存病床数と比較して必要とされる病床数の減少が見込まれている。 医療センターは山武長生夷隅保健医療圏の救急告示病院として、近隣病院との患者の紹介・逆紹介などの協力体制を構築しながら二次救急を担うとともに、地域がん診療病院として緩和ケア病棟の運営や、運動器や廃用症候群、脳血管疾患等を対象とした回復期リハビリテーション病棟の運営を行っている。 また、緩和ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟は、近隣に同様の機能を持つ病院が少なく、隣接する保健医療圏の病院等からも紹介が多くなっている。このような現状に鑑み、新病院では、回復期病床を維持しつつ、急性期病床を適正化することにより、地域のニーズに対応するとともに狭あい化や耐震性の問題点を解消するため、さんむ医療センター建替整備基本計画に基づき施設整備を推進すること。	(1) 施設整備の推進 地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「医療センター」という。）は現在、建物の耐震性不足・老朽化・狭あい化等施設面に大きな課題を抱えていること、また、高齢化が進展する患者へのサービス向上やアメニティの向上、今後想定される医療従事者の不足に対応できる効率的な運営の実現、地域のニーズに即した連続的な医療の将来にわたる持続的な提供のために、長期的な視点に立った施設の必要性に鑑み、「さんむ医療センター建替整備基本計画」に基づき施設整備を推進する。 ア 新病院整備の方針 ① 利用者に優しく、職員が働きやすい病院 ② 医療制度、医療技術、医療需要の変化に適時対応可能な病院 ③ 効率的な運用を考慮した病院 ④ 災害に強い病院 イ 整備スケジュール <table><tr><td>年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>整備計画</td><td colspan="5">→ ←</td></tr></table>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	整備計画	→ ←																
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																				
整備計画	→ ←																								

令和５事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価							
			実施状況等		項目	評価	評価	山武市コメント					
(2) 医療提供体制の整備 千葉県保健医療計画地域医療構想をふまえ、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療の需要など社会の変化に即して診療部門の見直し及び充実を行うこと。 産科医療の維持向上とともに、様々な分野で多様な医療サービスを提供すべく総合診療専門医の充実を推進すること。そして、回復期医療から在宅医療・介護の連携による地域住民の高齢化に伴う慢性疾患への対応と、今後地域社会において一層必要とされる在宅医療の診療体制充実を図るため、在宅療養支援病院として訪問看護と連携して在宅医療の充実を図ること。 地域がん診療病院として、がん診療連携拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担うこと。	(2) 診療体制の整備 医療センターは令和２年度から令和６年度途中までは既存病院、令和６年度中より新病院として運営する。 医療センターは二次救急を担うとともに、近隣の医療機関と連携し、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の運営も行い、他医療機関と連携して地域包括型医療を担う。また診療所や介護施設等との連携のもとで、日常の健康維持向上から医療・介護期を経て在宅復帰まで、切れ目のない医療を提供し、地域に密着した信頼される病院を目指す。地域住民が安心して暮らせる街づくりに寄与する。 産婦人科においては「産み育てられる街」として、今後も分娩できる体制を継続する。新病院では、母子同室が可能な病室を設置する。急変時への治療に対応可能な環境を整備する。 また専門的な外来を充実させることで、専門医師の修練の場の提供を進め、がん診療協力病院として地域の中核を担う医療体制の充実を図り、緩和ケア病棟の運営も行う。新病院では、通院化学療法法の拡充、緩和ケア医療の充実を図る。	(1) 診療体制の整備 地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「医療センター」という。）は、二次救急を担うとともに、近隣の医療機関と連携し、回復期リハビリテーション病棟や緩和ケア病棟及び地域包括ケア病棟の運営も行い、他医療機関と連携して地域包括型医療を担う。令和３年１月より、山武市内および近隣からの新型コロナウイルス陽性者の入院受け入れを行っており、引き続き入院受入体制を維持する。また、診療所や介護施設等との連携のもとで、日常の健康維持向上から医療・介護期を経て在宅復帰まで、切れ目のない医療を提供し、地域に密着した信頼される病院を目指す。地域住民が安心して暮らせる街づくりに貢献できるように努める。なお、産婦人科においては、平成30年10月より山武市と提携し、産後ケア事業を開始している。「産み育てられる街」として、分娩体制を維持するとともに産後のケアにも貢献できるように努めており、他の市町とも産後ケア事業を提携する。専門的な外来を充実させることで、専門医師の修練の場の提供を進め、地域がん診療病院として更にかん登録の連携を充実する。加えて、総合診療科医を養成するため、総合診療専門医研修プログラムによる研修体制を整備し、専攻医を受け入れ、地域の中核を担う医療体制の充実に努める。看護基準に関しては、平成27年８月から開始した一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）を堅持すると共に、地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟の効率的な運営に努める。在宅患者への訪問診療を実施しているが、診察の効率化を図り、在宅診療を推進していくため、オンライン診療を開始する。	医師数		小	C	C	医師数は増加したが、分娩受け入れが休止となっているため、C評価とする。					
<table><tr><td>区 分</td><td>令和5年度目標</td><td>令和5年度人数</td><td>目標差</td></tr><tr><td>常勤医師</td><td>40人</td><td>41人</td><td>+1人</td></tr></table>		区 分	令和5年度目標	令和5年度人数					目標差	常勤医師	40人	41人	+1人
区 分	令和5年度目標	令和5年度人数	目標差										
常勤医師	40人	41人	+1人										
<診療体制> ・産科入院については、令和５年度の分娩数が110件となっているが、助産師不足により体制を維持できなくなったため、令和６年２月から分娩受入を休止した。													
(3) 医療機器等の計画的な整備及び更新 医療センターに求められる医療を提供できるよう、中期目標の期間において、さんむ医療センター建替整備基本計画に沿い医療機器等の整備及び更新を積極的に進めること。	(3) 医療機器等の計画的な整備及び更新 中期目標の期間中の医療機器等、整備計画を策定し、医療機器等の整備及び更新を積極的に実施し必要に応じた新規の購入を進める。計画策定に当たって、診療報酬請求への影響を事前に把握・検討する。	(2) 医療機器等の計画的な整備及び更新 医療機器等、整備計画を策定し、医療機器等の整備及び更新を積極的に実施し、必要に応じた新規の購入を進める。 計画策定に当たっては、診療報酬請求への影響を事前に十分把握・検討し、令和６年９月に開院予定の新病院での運用にも考慮したうえで効果的な整備に努める。	【実施】 ・医療機器等の整備及び更新を積極的に実施し、必要に応じた新規の購入を進めた。 ・医療機器等の整備及び更新を実施するため施設整備委員会を年２回開催し、機種選定を行い順次購入を進めた。		小	B	B						
(4) 救急医療の充実 二次救急医療機関として、住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。	(4) 急性期医療の充実 地域医療機関と連携し、市民の理解を得ながら、二次救急業務体制の充実に努める。地域住民が安心して暮らせる街づくりの一端を担う。新病院では、外科・整形外科を維持・強化するため、手術室やリハビリスペースの充実を図る。内科は総合内科を強化するとともに、高齢者ニーズの高い消化器内科・呼吸器内科の充実を図る。循環器・脳神経系等の重症疾患は近隣医療機関との連携を強化する。	(3) 救急医療の充実 地域医療機関と連携し、市民の理解を得ながら、二次救急輪番に引き続き参加する。地域住民が安心して暮らせる街づくりの一端を担えるよう努める。	【実施】 ・休日当番体制（日曜・祝日９時から17時まで） ※山武郡市医師会と連携		小	A	A						
	<table><tr><td>区 分</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>内科系</td><td>22日</td><td>21日</td></tr><tr><td>外科系</td><td>29日</td><td>32日</td></tr></table> ・二次救急輪番体制（当番日17時30分から翌朝８時29分まで） ※６病院で構成		区 分	令和４年度					令和５年度	内科系	22日	21日	外科系
区 分	令和４年度	令和５年度											
内科系	22日	21日											
外科系	29日	32日											
	(5) かかりつけ医・家庭医機能 家庭医・総合医によるこどもから高齢者までの１次対応をする。医療・保健・福祉の三位一体運営を目指し、学校健診・住民健診・健康教室・予防接種等へ積極的に参画する。		【実施】 ・山武市医療介護連携ミーティング及び山武市地域ケア会議へ参加した。 ・山武市と共催で市民講座（糖尿病塾等）を実施した。		小	B	B						
	(6) リハビリテーションへの取組み 入院初期から急性期リハビリテーション、在宅リハビリテーションの強化をする。言語聴覚士・歯科衛生士による嚥下訓練や口腔ケアを充実する。		【実施】 ・急性期リハビリテーションにおいて、問題ないケースに複数回介入を実施し早期自宅退院を目指した。 ・包括病棟・回復期への病棟移動する患者について、複数回介入することで運動対応能の向上に努めた。 ・嚥下訓練においては、耳鼻科医師と協力し必要に応じ嚥下内視鏡検査をし安全を確認しながら訓練を進めた。		小	B	B						

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
2 医療水準の向上	2 医療水準の向上	2 医療水準の向上		中	B	B	
(1) 医療職の人材確保 医療センターにおいて提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れに努めること。 日本専門医機構が認定する総合診療専門研修プログラムにより、高い診断・治療能力を持つ総合診療専門医を養成する。全人的医療を展開しつつ、自らのキャリアパスの形成をしていく。	(1) 医療職の人材確保 医療センターにおいて提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れに努める。 医師及び看護師等の人材確保については、大学等関係機関との連携強化を図ること。また、働きやすく休みやすいワークライフバランスの充実を実現し、良質な医療人材が集まる病院となることを目標とする。短時間正職員等、多様な価値観や家庭環境に柔軟に対応できる勤務形態を整備し、職員満足度の更なる向上を目指す。そのうえで教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携強化を図る。	(1) 医療職の人材確保 医療センターにおいて提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図り、臨床研修医及び専攻医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受け入れに努める。 医師及び看護師等の人材確保については、奨学金制度の活用や大学等関係機関との連携強化を図る。また、ワークライフバランスの充実を実現し、良質な医療人材が集まる病院となることを目標とする。多様な価値観や家庭環境に柔軟な対応ができる勤務形態を整備し、職員満足度の更なる向上を目指す。そのうえで教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携強化を図るよう努める。		小	B	B	
医師及び看護師等の人材確保については、大学等関係機関との連携強化を図ること。また、働きやすく休みやすいワークライフバランスの充実を実現し、優秀な医療人材が集まる病院となることを目標とする。短時間正職員等、多様な価値観や家庭環境に柔軟に対応できる勤務形態を整備し、職員満足度の更なる向上を目指す。そのうえで教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携強化を図ること。これらについて、市としても最大限の努力をする。	ア 医師の人材確保	ア 医師の人材確保		細	A	A	
	① 大学医局との更なる連携強化及び公募、山武市による医学生奨学金貸付、医療センター独自の奨学金制度等、幅広い手法により、医師の確保に努める。	① 大学医局との更なる連携強化及び公募、山武市による医学生奨学金貸付及び医療センターが独自に制定した医学生奨学金等幅広い手法により、医師の確保に努める。	【実施】 ・ホームページや求人サイト等で医師の公募を行っている。また、将来的な医師確保対策として、医学生奨学金制度を設けている。	細々	A	A	
	② 診療実績等を踏まえて医師の待遇改善を図る。	② 診療実績等を踏まえて医師の待遇改善を図る。	【実施】 ・手術手当、通勤手当における高速道路利用料金相当額の加算、宿日直診療手当等の支給制度を継続した。	細々	B	B	
	③ 研究費活用制度の活用及び見直等により、研修機会（研修日の取得、学会出席等の補助）の充実を図る。	③ 研究費活用制度の活用及び制度の見直等により、研修機会（研修日の取得、学会出席等の補助）の充実を図る。	【実施】 ・卒後7年以内の医師については、参加学会の旅費を全額支給する等、研修機会の充実を図った。	細々	B	B	
	④ 地域医療の研修の場として積極的に大学等に働きかけを行い、臨床研修医の招へいに努め、キャリアアップのための認定専門医取得等が可能となるよう研修環境を整える。	④ 地域医療の研修の場として積極的に大学等に働きかけを行い、臨床研修医の招へいに努め、キャリアアップのための認定専門医取得等が可能となるよう研修環境を整える。	【実施】 ・専攻医4名を常勤医師として受け入れた。 ・卒後臨床研修における地域医療研修等の場として、4名の研修医を受け入れた。 ・総合診療科専門医研修プログラムによる医師を1名採用した。 ・研修プログラム管理委員会を設置し、研修医・専攻医の研修環境の充実を図った。	細々	A	A	
	⑤ 全人的に医療を提供し、地域医療のレベル向上へ貢献するために、総合医の育成を強化する。	⑤ 千葉県医師少数区域等医師派遣促進事業を活用した医師確保に努める。	【実施】 ・令和3年度で終了した千葉県医師不足病院医師派遣促進事業の事業スキームを活用し、内科医（総合診療科）1.5人（常勤換算数）を確保した。	細々	A	A	
	イ 看護師及び医療技術職員の人材確保 教育実習等の受け入れや職場体験、山武市及び医療センターによる看護学生及び理学療法士・作業療法士等医療技術職員奨学金貸付、関係教育機関等との連携を強化する等幅広い手法により、看護師及び理学療法士・作業療法士等医療技術職員の確保に努める。 より働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備する。柔軟で多様な勤務体制の整備により、医療人材が集まる病院を目指す。 「頑張る人が報われる」給与体系の確立、及び休暇の取りやすい職場環境の整備、職場における技術やスキルの向上等、職員満足度の向上に努め、離職率は10%未満を目指す。	イ 看護師及び医療技術職員の人材確保 今年度も、看護師奨学金制度による新人看護師の入職が見込まれる。引き続き教育実習等の受け入れや職場体験、山武市及び医療センターによる看護学生確保に努める。 平成26年3月に、医療センターが独自に制定した理学療法士・作業療法士等医療技術職員奨学金貸付制度を活用し、人材確保に努める。 また、関係教育機関等との連携を強化する等幅広い手法により、看護師及び理学療法士・作業療法士等医療技術職員の確保を図る。 加えて、産婦人科の分娩体制の維持に併せて、助産師についても助産師奨学金制度を活用し人材確保に努める。 より働きやすく、働き甲斐のある就労環境を整備する。柔軟で多様な勤務体制の整備により、医療人材が集まる病院を目指す。 「頑張る人が報われる」給与体系の確立、及び休暇の取りやすい職場環境の整備、職場における技術やスキルの向上等、職員満足度の向上に努め、看護師離職率は10%未満を目指す。	【実施】 ・教育実習等の受け入れを行った。 ・山武市及び医療センターが制定した奨学金制度を活用し、医師・看護師・医療技術職員の人員確保に努めるとともに、関係教育機関等との連携を強化した。 ・より働きやすい病院を目指し、院内規程を周知し各制度の利用を可能とした。 ・人事評価制度により、「頑張る人が報われる」給与体系の確立やスキルアップのため研修参加を計画的に進めた。 ・e-ラーニングを活用することで個別学習が可能となった。 ・ステップ別研修を組み入れることにより自己の課題に向けた学習が可能となった。 ＜離職率＞ 令和2年度 12.7% 令和3年度 11.2% 令和4年度 8.8% 令和5年度 8.9% ・離職率計算式（退職看護師数/（年度当初看護師数+年度末看護師数）÷2）	細	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画			年度計画			法人の自己評価				山武市の評価																																						
							実施状況等			項目	評価	評価	山武市コメント																																				
	＜医療職の人材確保＞			＜医療職の人材確保＞			＜医療職の人材確保＞				細々	B	B	看護師離職について原因を分析すること。看護師の増員へ向けて対策を検討すること。																																			
	区分	平成30年度末人数	令和5年度人数(目標数)	区分	令和4年度末人数(見込)	令和5年度人数(目標数)	区分	令和5年度目標	令和5年度人数	目標差																																							
	医師数	34人	34人	医師数	40人	40人	医師数	40人	41人	+1人																																							
	看護師数	148人	173人	看護師数	155人	177人	看護師数	177人	154人	▲23人																																							
	(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上 医師、看護師及び医療技術職員に対して、資格の取得も含めた教育研修体制の充実を図るとともに各職務に関連する専門資格の取得など、自己実現の場として、専門性及び医療技術の向上（スキルアップ）をサポートすること。 医療スタッフの職員満足度を向上させ、スタッフの確保及び定着を図るため、さらに働きやすい環境づくりに努め、職員にとってより魅力ある病院を目指すこと。			(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上 医師の専門医資格の取得も含めた教育研修体制の充実や専門性及び医療技術の向上を図る。			(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上 医師の専門医資格の取得も含めた教育研修体制の充実や専門性及び医療技術の向上を図る。			小				B	B																																		
ア 診療部門、職種及び職層等に応じて年度毎に研修計画を策定する。			ア 診療部門、職種及び職層等に応じて年度毎に研修計画を策定する。			【実施】 ・全職員対象の研修や各種委員会等、各部門ごとに研修計画を策定し実施している。			細				B	B																																			
イ 研修計画に基づき積極的に研修の支援を行い専門的分野での資格取得を促進する。看護師については、認定看護師の資格取得を促進する。特に、認知症ケアのため、認知症専門の認定看護師を養成する。理学療法士・作業療法士等医療技術職員については、認定療法士等の資格の取得を推進する。			イ 研修計画に基づき積極的に研修の支援を行い専門的分野での資格取得を促進する。看護師については、認定看護師の資格取得を促進し、医療技術職員については、認定資格取得を推進する。			【実施】 ・「自己啓発休業に関する規程」を制定し、認定看護師及び助産師履修の費用等についての奨学金制度を設け、認定看護管理者、特定認定看護師（特定行為研修、認定看護師）の受講希望を募った。 ・医局内では、オンライン研修へのグループ参加等、自主的な取り組みを進めた。			細				A	A																																			
ウ 職務上必要な自主研修に参加する職員に支援を行う規程の整備を図る。 ※（認定看護師とは、社団法人日本看護協会認定看護師認定審査に合格し、特定の認定看護分野において熟練した看護技術と知識を有することが認められた者をいう。）			ウ 職務上必要な自主研修に参加する職員に支援を図る。			【実施】 ・認定看護管理者の資格取得のための研修や特定行為研修の受講に係る取扱要綱に基づき、研修制度による職員への支援を進めている。（特定行為研修1名） ・研修参加者については、職務免除とした。			細				A	A																																			
エ 研究会や、学会等において積極的に発表出来るよう支援する。			エ 研究会や、学会等において積極的に発表できるよう支援する。			【実施】 ・医師については、国外学会での筆頭演者の場合、旅費の増額支給制度や論文翻訳料の支給制度を設けている。			細				B	B																																			
＜認定看護師数＞			＜認定看護師数＞			＜認定看護師数＞			一				一	一																																			
<table><tr><td>区分</td><td>平成30年度末人数</td><td>令和5年度人数(目標数)</td></tr><tr><td>認定看護師</td><td>3人</td><td>7人</td></tr><tr><td>認定看護管理者</td><td>1人</td><td>2人</td></tr></table>			区分	平成30年度末人数	令和5年度人数(目標数)	認定看護師	3人	7人	認定看護管理者	1人	2人	<table><tr><td>区分</td><td>令和4年度末人数(見込)</td><td>令和5年度人数(目標数)</td></tr><tr><td>認定看護師</td><td>5人</td><td>9人</td></tr><tr><td>認定看護管理者</td><td>1人</td><td>2人</td></tr><tr><td>特定行為研修終了</td><td>0人</td><td>2人</td></tr></table>			区分	令和4年度末人数(見込)	令和5年度人数(目標数)	認定看護師	5人	9人	認定看護管理者	1人	2人	特定行為研修終了	0人	2人	<table><tr><td>区分</td><td>令和5年度目標</td><td>令和5年度人数</td><td>目標差</td></tr><tr><td>認定看護師</td><td>9人</td><td>5人</td><td>▲4人</td></tr><tr><td>認定看護管理者</td><td>2人</td><td>2人</td><td>0人</td></tr><tr><td>特定行為研修終了</td><td>2人</td><td>1人</td><td>▲1人</td></tr></table>			区分	令和5年度目標	令和5年度人数	目標差	認定看護師	9人	5人	▲4人	認定看護管理者	2人	2人	0人	特定行為研修終了	2人	1人	▲1人				
区分	平成30年度末人数	令和5年度人数(目標数)																																															
認定看護師	3人	7人																																															
認定看護管理者	1人	2人																																															
区分	令和4年度末人数(見込)	令和5年度人数(目標数)																																															
認定看護師	5人	9人																																															
認定看護管理者	1人	2人																																															
特定行為研修終了	0人	2人																																															
区分	令和5年度目標	令和5年度人数	目標差																																														
認定看護師	9人	5人	▲4人																																														
認定看護管理者	2人	2人	0人																																														
特定行為研修終了	2人	1人	▲1人																																														
(3) 地域医療連携の推進 地域の中核的病院として、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに、山武郡市医師会及び山武郡市歯科医師会からの紹介患者の受入と両医師会との医療情報の共有化を図ること。また、医療連携のためのITの活用を推進すること。 更に、山武市地域医療介護連携推進協議会を通して地域の医療機関・介護保健施設等と連携して、往診や訪問看護による在宅療養者及び家族を総合的に支援する体制を構築すること。医療・保健・介護を健診から在宅まで三位一体で切れ目なく提供すること。			(3) 地域医療連携の推進						小				B	B																																			
ア 地域の中核的病院としての使命を果たすため、地域医療機関との連携を密にし、診療所・在宅医からの入院要請に対し24時間受け入れる体制を確立するとともに、症状の安定した患者に対しては、地域の医療機関への紹介を進める。 また、医療連携のためのITの推進について、施設整備に伴って行うことを検討する。 ＜紹介率・逆紹介率＞			ア 地域の中核的病院としての使命を果たすため、地域医療機関との連携を密にし、紹介患者を積極的に受け入れるとともに、症状の安定した患者に対しては、地域の医療機関への紹介を進める。 また、医療連携のためのITの推進について、施設整備に伴って行うことを検討する。 ＜紹介率・逆紹介率＞			【実施】 ・地域がん診療病院として、グループ指定先病院と連携体制を構築するとともに、地域のがん医療の向上に努めた。がん診療医療従事者研修事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業を行った。また、近隣の診療所、訪問看護ステーション、薬局、ケアマネージャー等と連携し、緩和ケア外来の患者を24時間体制で支援した。 ＜紹介率・逆紹介率＞			細				B	B																																			
<table><tr><td>区分</td><td>平成30年度</td><td>令和5年度(目標数)</td></tr><tr><td>紹介率</td><td>34.9%</td><td>35.0%</td></tr><tr><td>逆紹介率</td><td>20.5%</td><td>25.0%</td></tr></table>			区分	平成30年度	令和5年度(目標数)	紹介率	34.9%	35.0%	逆紹介率	20.5%	25.0%	<table><tr><td>区分</td><td>令和4年度(見込)</td><td>令和5年度(目標数)</td></tr><tr><td>紹介率</td><td>34.7%</td><td>35.0%</td></tr><tr><td>逆紹介率</td><td>19.9%</td><td>25.0%</td></tr></table>			区分	令和4年度(見込)	令和5年度(目標数)	紹介率	34.7%	35.0%	逆紹介率	19.9%	25.0%	<table><tr><td>区分</td><td>令和5年度(目標)</td><td>令和5年度(実績)</td></tr><tr><td>紹介率</td><td>35.0%</td><td>35.3%</td></tr><tr><td>逆紹介率</td><td>25.0%</td><td>24.0%</td></tr></table>			区分	令和5年度(目標)	令和5年度(実績)	紹介率	35.0%	35.3%	逆紹介率	25.0%	24.0%														
区分	平成30年度	令和5年度(目標数)																																															
紹介率	34.9%	35.0%																																															
逆紹介率	20.5%	25.0%																																															
区分	令和4年度(見込)	令和5年度(目標数)																																															
紹介率	34.7%	35.0%																																															
逆紹介率	19.9%	25.0%																																															
区分	令和5年度(目標)	令和5年度(実績)																																															
紹介率	35.0%	35.3%																																															
逆紹介率	25.0%	24.0%																																															

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
	イ 在宅医療に対しては、地域の医療機関等との連携・情報交換等による在宅医療ネットワークの構築に努め往診や訪問看護による在宅療養者のサービス向上につなげる。地域包括ケアの中心的役割を果たすため、患者の生活環境・家庭環境にも配慮したきめ細やかな、医療・保健・介護の三位一体で切れ目のないサービス提供を行う。	イ 在宅医療に対しては、地域の医療機関等との連携・情報交換等による在宅医療ネットワークの構築に努め往診や訪問看護による在宅療養者のサービス向上につなげる。 また、令和4年4月から、在宅医療の担い手として在宅療養支援病院の施設基準を取得しており、更なる取り組みとして機能強化型への移行を図る。 地域包括ケアの中心的役割を果たすため、患者の生活環境・家庭環境にも配慮したきめ細やかな、医療・保健・介護の三位一体で切れ目のないサービス提供を行う。	【実施】 ・自施設の訪問診療、併設の訪問看護ステーションにおいて積極的に在宅療養者の支援を行った。 ・他の医療機関、訪問看護ステーション、保険薬局、ケアマネジャー等と連携し、地域の在宅医療の充実に努めた。	細	B	A	在宅療養者への積極的な支援を評価しA評価とする。
(4) クリニカルパスの普及 標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の作成及び適用を進め、質の高い医療を提供すること。また、医療機関の連携、ネットワーク化を支える地域医療連携パスの普及を進めること。他医療機関との多元的な医療連携を通じて地域医療の活性化に取り組むこと。	(4) クリニカルパスの向上 標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の作成及び適用を進め、質の高い医療を提供する。また、医療機関の連携、ネットワーク化を支える地域医療連携パスの普及を進める。他医療機関との多元的な医療連携を通じて地域医療の活性化に取り組む。	(4) クリニカルパスの向上 標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の作成及び適用を進め、質の高い医療を提供する。また、医療機関の連携、ネットワーク化を支える地域医療連携パスの普及を進め、他医療機関との多元的な医療連携を通じて地域医療の活性化に取り組む。	【実施】 ・医療の標準化を図り、より効果的な医療の実践を行うため、クリニカルパス委員会において妥当性を検討しクリニカルパスの作成を行い、これを用いた医療の実践を行っている。また、バリエーションの分析を行い改善に取り組んでいる。 ＜クリニカルパス実施件数＞	小	A	A	クリニカルパスの向上に努め、実施件数が増加していることからA評価とする。
			<table><tr><td>区 分</td><td>令和4年度実績</td><td>令和5年度実績</td></tr><tr><td>クリニカルパス</td><td>912件</td><td>992件</td></tr></table>				
区 分	令和4年度実績	令和5年度実績					
クリニカルパス	912件	992件					
	(5) 骨粗鬆症リエゾンサービス委員会の活動 骨粗鬆症治療の重要性と治療継続の難しさを、啓発活動を地道に行うことで市民に認知してもらうことを主題とし、近隣自治体、現在拡大中の連携医院と相互に協力し合い、近隣地域社会ネットワークの構築へと取り組む。さらに、既存では対応が難しかった骨粗鬆症未治療患者への介入、そして青壮年期への予防的な啓蒙を行う。	(5) 骨粗鬆症リエゾンサービス委員会の活動 骨粗鬆症治療の重要性と治療継続の難しさを、啓発活動を地道に行うことで市民の皆さんに認知してもらうことを主題とし、近隣自治体、現在拡大中の連携医院とは相互に協力し合い、近隣地域社会ネットワークの構築へと取り組む。さらに、既存では対応が難しかった骨粗鬆症未治療患者への介入、そして青壮年期への予防的な啓蒙を行う。また、山武市・近隣の医療機関と協力し、転倒予防事業を行う。	【実施】 ・骨粗鬆症予防、転倒骨折予防を周知するための活動を行った。 ・病診連携、地域の老人保健施設とのネットワーク作成など、地域との繋がりを深める活動を行った。 ＜骨粗鬆症リエゾンサービス委員会の主な活動内容＞ 骨粗鬆症市民公開講座 世界骨粗鬆症デライトアップイベント 自治体（山武市）への出張講師（こっこつ健康教室） 自治体へ（東金市）の出張講師（健康教室） 小中学校訪問授業（大平小学校、鳴浜小学校、成東中学校、市川市立東国分中学校）	小	A	A	
	(6) 医療情報システムの構築 院内医療情報システムの強化と、地域医療機関とのネットワークの構築による病診連携・病病連携の推進を図る。	(6) 医療情報システムの構築 院内医療情報システムの強化と地域医療機関とのネットワークの構築による病診連携及び病病連携について検討する。	【実施】 ・新病院で導入する医療情報システム及びネットワーク構築に関する仕様を作成し契約を締結した。また、各種システムのワーキングを開始した。 ・診断書作成システムを導入し、医師の業務負担軽減を図った。 ・令和5年4月よりオンライン診療の運用を開始した。	小	B	B	
3 患者サービスの一層の向上 業務改善、人材育成、職員教育等により患者サービスの一層の向上を行うこと。経営努力によって医療者を集め、患者サービスを考えた医療提供を行うことで患者満足度の向上を図る。地域住民により信頼され必要とされる病院となるため、患者・住民の意見を取り入れる仕組みづくりを積極的に行うこと。	3 患者サービスの一層の向上 地域住民により信頼され必要とされる病院となるため、患者・住民の意見を取り入れる仕組みづくりに努める。経営努力によって医療者を集めるとともに、医師が治療に専念するための医師事務作業補助者、看護師の負担軽減のための看護補助者、地域医療連携のより一層の推進のための医療ソーシャルワーカー等職員の確保に努め、患者サービスのさらなる向上を図る。	3 患者サービスの一層の向上 地域住民により信頼され必要とされる病院となるため、患者・住民の意見を取り入れる仕組みづくりに努める。経営努力によって医療者を集めるとともに、医師が治療に専念するための医師事務作業補助者、看護師の負担軽減のための看護補助者の確保に努める。 また、地域医療連携のより一層の推進のための医療ソーシャルワーカー等職員の雇用拡大を図り、患者満足度の向上を図る。		中	B	B	
	(1) 患者にとって良い医療の提供 DPCデータの活用及びクリニカルパス利用等による医療の効率性とともに、患者のQOL（生活の質）をより良くするため、医療の質の向上を図る。患者の生活環境・家庭環境にも配慮したうえで、治療方針を決める。	(1) 患者にとって良い医療の提供 クリニカルパス利用等による医療の効率化とともに、患者のQOL（生活の質）をより良くするため、医療の質の向上を図る。患者の生活環境・家庭環境にも配慮したうえで、治療方針を決める。	【実施】 ・DPCデータの活用及びクリニカルパス利用等による医療の効率化とともに、患者のQOL（生活の質）をより良くするため、患者の生活環境・家庭環境にも配慮し治療方針を決め、医療の質の向上を図った。	小	B	B	
(1) 診療待ち時間の改善等 患者サービスの一層の向上を図るため、外来診療、検査等の待ち時間の短縮に努めること。	(2) 診療待ち時間の改善等 外来診療、検査等の待ち時間の短縮を進めるため、患者動態等の実態調査を実施し、以下のような改善策を実施する。	(2) 診療待ち時間の改善等 外来診療、検査等の待ち時間の短縮を進めるため、患者動態等の実態調査を実施し、以下のような改善策を実施する。	【実施】 ・外来患者満足度アンケート調査において、「受付から診療まで」「診療から会計精算まで」の待ち時間に関する質問事項を設け現況を把握した。また、アンケート結果は、当院ホームページに掲示し、待ち時間の減少に配慮するよう対応した。	小	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
	ア 外来診療機能の見直しを行い、近隣の医療機関との連携を図る。	ア 外来診療機能の見直しを行い、近隣の医療機関との連携を図る。	【実施】 ・紹介、逆紹介等を行い、近隣の医療機関との連携を図った。	細	B	B	
	イ 患者動線の無駄を省き、検査と診察の順序を入れ替える等、患者の立場に立った柔軟な対応を行う。	イ 患者動線の無駄を省き、検査と診察の順序を入れ替える等、患者の立場に立った柔軟な対応を行う。	【実施】 ・外来窓口でトリアージを行い、重症患者から診察できるようにするとともに、診察の順番の変更があることを表示している。 ・患者の動線をスムーズにするため、案内表示及び案内図を変更している。	細	B	B	
	ウ インフォメーションの活用等、予約制度の運用方法を見直す。	ウ インフォメーションの活用等、予約制度の運用方法を見直す。	【実施】 ・各診療科外来で1時間ごとの予約患者数を表示し、具体的な待ち時間をお伝えするようにしている。	細	B	B	
	エ 検査機器の効率的な稼働を行う。	エ 検査機器の効率的な稼働を行う。	【実施】 ・各種検査（CT・MRI検査）を早朝や時間外も行い、稼働率の向上と待ち時間の短縮を図った。	細	B	B	
	オ その他職員のアイデアを活かすことにより待ち時間の短縮に努める。	オ 混雑時の職員配置の見直しを行う。	【実施】 ・検体検査採血室の混雑時は、検査受付・採血の人員を増やして対応した。	細	B	B	
		カ 外来待合板を通じて情報の提供を行うなど、待ち時間を有効に過ごせるように取り組む。	【実施】 ・外来待合で医療情報をモニター画面で映している。	細	B	B	
		キ その他職員のアイデアを活かすことにより待ち時間の短縮に努める。	【実施】 ・総合案内に外来業務を把握している職員を配置することで、患者の目的や要望に合わせた的確な案内ができるようになり、患者の待ち時間短縮につながった。	細	B	B	
(2) 院内環境及び患者・来院者等の快適性の向上 患者や来院者に快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備に努めること。	(3) 院内環境及び患者・来院者等の快適性の向上 患者及び来院者等に、より快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、院内巡回を定期的を実施して、病室、待合室、トイレ及び浴室等の改修や補修を計画的に実施する。 さらに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備に努める。	(3) 院内環境及び患者・来院者等の快適性の向上 患者及び来院者等により快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底する。 特に窓ガラスの清掃等の回数を増加する。院内巡回を定期的に実施して、病室、待合室、トイレ及び浴室等の改修や補修を計画的に実施する。 引き続き環境整備に努める。	【実施】 ・外来フロアにおいて相談コーナーを設置し、患者の不安に思っていることや分からないことについて相談を受けた。 ・再来受付機の後ろにボードを設置し、当日の休診や変更医師の情報を表示している。 ・内科・整形外科の各外来において、予約外患者の診察券・問診票入力を窓口の分かりやすい場所に設置している。 ・広報編集委員会において、院内掲示物に掲示期限を設ける等、整理を積極的に行った。 ・院内感染防止・衛生管理の徹底・サービスの向上・ご家族の負担を軽減するため、手ぶらで入院を目標に入院セットを導入、継続している。 ・予約入院の患者に対し入院前案内を実施し、入院時に必要な書類や公的制度の説明等、入院生活に関する案内を行うことで、安心して治療を受けられるように配慮している。 ・平成29年4月から敷地内完全禁煙を実施し、外来患者や面会者等の受動喫煙防止に配慮することで院内の環境改善に取り組んでいる。	小	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
(3) 患者・来院者の利便性向上 病院内の案内等を充実するなど患者・来院者の移動しやすさに配慮し、利便性の向上に取り組むこと。	(4) 患者・来院者の利便性向上 玄関や受付での案内業務の充実や、病院内の案内表示板の増設、駐車場の整備等、患者の利便性の向上に取り組む。病院に至る道順や交通機関の利用方法等病院に至る経路に関してもわかりやすい案内を行う。	(4) 患者・来院者の利便性向上 玄関や受付での案内業務の充実や、病院内の案内表示板の増設、駐車場の整備、ＡＴＭの再設置の計画等、患者の利便性の向上に取り組む。 病院に至る道順や交通機関の利用方法等病院に至る経路に関してもわかりやすい案内に努める。また、出入口への車いすの配置等、総合案内や各受付職員を中心に高齢者や障害者が安心して医療を受けられる環境を常に意識する。	【実施】 ア 玄関や受付での案内業務の充実 ・スムーズに外来の受付ができるよう、就業開始時間を調整し、新患・再来患者の案内を行なっている。 ・総合案内に外来業務を把握している職員を配置することで、患者案内のサービス向上、患者の待ち時間短縮、効率的かつスムーズな診療業務に貢献できた。 ・山武市基幹バス・乗合タクシーの案内を、正面玄関の見やすい場所に掲示している。また、当院最寄りのバス停時刻表を独自に作成し院内に掲示している。 ・入院、外来の料金支払いについて、患者の利便性を考慮して、クレジットカードによる支払いを実施している。 ・マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認システムを稼働している。 イ 院外の案内板の設置 ・令和5年度末の設置状況 国道126号線沿 1か所 ウ 来院者向け駐車場の整備 ・駐車場係を配置し、車両案内を行うことにより来院車両がスムーズに駐車できるよう配慮している。 ・正面玄関付近の車いす用駐車エリアを14台へと拡大し利便性を向上している。	小	B	B	
(4) 職員の接遇向上 職員一人ひとりが接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。	(5) 職員の接遇向上 職員一人ひとりが患者の立場に立って判断し、行動できるよう、接遇に対する研修を行う。研修内容を接遇に活かし、患者満足度向上という成果に結びついているか確認を行う。	(5) 職員の接遇向上 職員一人ひとりが患者の立場に立って判断し、行動できるよう、接遇に対する研修を行う。研修内容を接遇に活かし、患者満足度向上という成果に結びついているか確認を行う。	【実施】 ・病院職員としての接遇の基本姿勢と知識を身につけ、患者や家族に対するマナー・サービスの質の向上を図るため、接遇研修の実施、委託業者も含めた全職員を対象に配布した接遇マニュアルにより、接遇向上に努めている。	小	B	B	
	ア 接遇に関して現状調査等を実施する。	ア 接遇に関して現状調査等を実施する。	【実施】 ＜接遇研修の実施＞ ・新入職員オリエンテーションにおいて、現状調査等を実施した。	細	B	B	
	イ 患者の立場に立った接遇を行う。また、患者満足度についてアンケートを実施し、ホームページで公開する。	イ 患者の立場に立った接遇を行う。また、患者満足度についてアンケートを実施し、ホームページで公開する。	【実施】 ・外来患者満足度アンケート調査において、「受付から診療まで」「診療から会計精算まで」の待ち時間に関する質問事項を設け現況を把握した。また、アンケート結果は、当院ホームページに掲示し、待ち時間の減少に配慮するよう対応した。 ・看護課長補佐会を中心に入院患者に対し、満足度調査を実施した。	細	B	B	
4 安心で信頼できる良質な医療の提供	4 安心で信頼できる良質な医療の提供	4 安心で信頼できる良質な医療の提供		中	B	B	
(1) 安全対策の徹底	(1) 安全対策の徹底	(1) 安全対策の徹底		小	A	B	細項目を総合的に評価し、B評価とする。

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
患者及び住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故防止対策・院内感染防止対策を立案し、各部署に指導を徹底するとともに、医療事故等に関する情報の収集分析に努め、医療事故の発生及び再発防止を図ること。	ア 情報共有とチーム医療の推進を行い医師をはじめとする医療スタッフがコミュニケーションを密にする。医療スタッフが一丸となり、互いに連携し補完しあうことで、医療安全を推進し、医療事故（ヒヤリハットを含む）を防ぐ。	ア 全職員が医療チームの一員であることの認識を深め、医療現場において良好なコミュニケーションを密にして互いに連携し補完しあい、患者・家族との信頼関係を築きながら医療安全を推進し、医療事故（ヒヤリハットを含む）を防ぐ。	【実施】 ・安全なチーム医療を推進する上で、インシデント・アクシデント報告は医療事故防止や再発防止に役立つ情報であるという認識が全職員でさらに深まり、安全文化の構築に繋がっている。報告された事象は、当該部署だけでなく他部署とも連携・共有することで、医療の質の向上に必要な組織的な医療安全体制の構築に効果を上げている。 ・令和5年度の報告件数は、1,111件で昨年より増加がみられた。特に事務部門の報告推進 に努めた結果、39件の報告があった。報告件数の上位を占めている項目は、ドレーンチューブ関連、薬剤関連、転倒転落関連で、全体の約65%を占めている。 ・職員一人一人の気づきで事故を回避している場面も多く報告されている。「患者に影響を及ぼす前に気づいた・発見した」インシデント0レベルの報告推進を行い全体の約10%、114件の報告があった。 ・アクシデント報告は、3b事例13件でいずれも転倒による骨折事案であった。206件の転倒事案があったが、他はいずれも安全対策を実施し事故には至っていない。院内だけで対応できない事象については、顧問弁護士に相談し専門的な立場から助言により職員の安心に繋がっている。	細	A	A	
	イ 患者及び地域住民に信頼される良質な医療の提供に努め、院内感染防止対策、医療事故防止対策を始めとして様々な医療安全に対する委員会を設置して検証し、原因究明を行う。また、医療スタッフ間で情報共有を行い、原因究明から改善を繰り返すことで、医療事故（ヒヤリハットを含む）を発生させない仕組みを作る。	イ 患者及び地域住民に信頼される良質な医療の提供に努め、院内感染防止対策、医療事故防止対策を始めとして様々な医療安全に対する委員会を設置して検証し、原因究明を行う。	【実施】 ・医療安全管理委員会を月1回開催し、出席率95%以上を確保する中、事例の分析や対策の検討、職員の安全教育の計画運営が実践できた。 ・週1回、医療安全カンファレンスを実施し、改善策の検討を行い患者の安全と職員の安全確保を図り、医療安全対策の評価・検討・計画の討議を深めていく場となっている。 ・医療安全ラウンドを月1回カンファレンスの時間を利用し、職場環境と安全機器管理を中心に実施した。掲示物の破損、コード類の乱れ、廊下の障害物の有無、緊急コールの周知状況の再確認をすることができた。 ・医療安全標語を毎月掲示し、安全意識の向上に努めた。 ・看護部の安全対策委員会ではインシデントの背景要因と改善策について検討し情報共有を行うとともに医療安全トビックスを発行し再発防止に努めている。 ・令和5年度の医療安全研修はe-ラーニングを活用し研修を実施。「臨床倫理総論」「インフォームド・コンセントと診療辞退」「プライバシーと守秘義務の倫理」をテーマに視聴。集合研修では、「職員間のコミュニケーション」「職場におけるハラスメント」をテーマに開催し95%の参加を得られた。 ・院内感染防止対策の強化を図るため、連携する病院と年4回のカンファレンスを行い、情報交換等に努めた。	細	A	A	
	ウ 医薬品の安全管理の徹底のため、手順書の確認や職員研修を実施して管理の徹底を図る。	ウ 医薬品を安全に使用するため、手順書の確認や職員研修を実施して安全管理の徹底を図る。	【実施】 ・医薬品の安全管理のために、手順書を定期的に見直し、職員研修を実施した。	細	B	B	
	エ 薬剤師による患者の服薬管理指導を積極的に実施し、投薬による事故を未然に防ぐ。また患者が理解し、納得できる説明を行う。	エ 薬剤師による患者の服薬管理指導を積極的に実施し、投薬による事故を未然に防ぐ。患者が理解し納得できる説明を行う。	【実施】 ・院内ラウンドの実施と定着、患者誤認防止の更なる徹底と推進を進めていくことで、医療安全対策の標準化を推進し、医療安全の質の向上努めた。 ・医薬品情報については、医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）によりタイムリーに情報を収集し提供した。	細	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
(2) 信頼される医療の実施 医療の中心は患者であるという認識のもと、患者や地域住民と病院との信頼関係を築き上げ、真に地域に密着した病院となること。患者の権利を尊重し、インフォームドコンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）を徹底すること。 カルテ・レセプト、DPCデータ等医療情報の適切な情報開示を進め、患者・地域住民との関係をより強固なものにすること。 また、産科医療、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見をいうこと。）外来及び緩和ケア、回復期リハビリテーションをより充実し、患者が地域で安心して治療を受けられる環境を整備すること。	(2) 信頼される医療の実施 医療の中心は患者であるという基本認識のもと、患者やその家族から信頼され、納得に基づく診療を行う。 さらに、検査及び治療の選択については、患者の意思を尊重したインフォームドコンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）を徹底する。 また、周産期医療、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見をいうこと。）外来及び緩和ケア、回復期リハビリテーションをより充実し、患者が地域で安心して治療を受けられる環境を整備する。	(2) 信頼される医療の実施 医療の中心は患者であるという基本認識のもと、患者やその家族から信頼され、納得に基づく診療を行う。 また、検査及び治療の選択については、患者の意思を尊重したインフォームドコンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）を徹底する。 さらに、外来、産婦人科病棟、緩和ケア病棟、地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟をより充実し、患者が地域で安心して治療を受けられる環境の整備に努め、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見をいうこと。）について周知を図る。	【実施】 ・インフォームド・コンセントの過程において、信頼され納得に基づいた医療を行うために、SDM（共同意思決定）の実践に取り組んでいる。 ・医療者が患者や家族と十分なコミュニケーションをとり、医療情報等を相互に共有しながら、共同による意思決定に努めている。 医療情報等の共有においては、理解しやすいように絵や図等を用いて丁寧に説明することとしている。 ・手術や処置等で、治療成績だけでなく、頻度は少ないが起こりうる可能性のある合併症の説明も行い、治療法や処置における患者の自己決定権を尊重し、書面での承諾書の作成を徹底している。 ・セカンドオピニオンについては、地域医療連携室を受付窓口とし、ホームページ等で案内を行っている。 ・他医療機関へ紹介の際は、診療予約、受診案内の問い合わせ、情報提供を行い、患者が他医療機関へスムーズに受診できるように対応している。 ・患者サポート体制の充実を図るため、相談支援窓口（地域医療連携室内）に患者サポートナースを配置し、患者等からの疾病に関する医学的な質問並びに入院上の不安等に関する相談に対応している。	小	B	B	
(3) 法令の遵守 患者が安心して医療を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立すること。 また、個人情報の取り扱いについては、法令を遵守し適切に行うこと。	(3) 法令等の遵守 患者が安心して医療を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立する。また法令を遵守するため、常に各種規程の見直しや体制の構築を進めるとともに、委員会や研修等を通じ、職員へ意識の醸成を図っていく。	(3) 法令等の遵守 患者が安心して医療を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立する。法令を遵守するため、委員会や研修等を通じ、職員に周知徹底し、実行させる。	【実施】 ・保健所の立入検査により、医療法等関係法令に基づいて、適正に病院運営が行われていることが確認された。また、諸規程については、各部署で職員が閲覧できる体制を整え、周知を図っている。	小	B	B	
	(4) 適正な情報管理と情報公開 個人情報保護及び情報公開に関しては、法令に基づき適切に対応する。また、医療センターの業務運営に係る内容については、法令に基づき適切に公表を行うとともに、地域医療連携についてホームページ等を通じて情報発信を行い、経営の透明性を確保する。	(4) 適正な情報管理と情報公開 個人情報保護及び情報公開に関しては、法令に基づき適切に対応する。また、医療センターの業務運営に係る内容については、法令に基づき適切に公表を行うとともに、地域医療連携についてホームページ等を通じて情報発信を行い、経営の透明性を確保する。	【実施】 ・地方独立行政法人さんむ医療センター個人情報取扱規程及び山武市情報公開条例に基づき、患者及びその家族からのカルテ開示請求に対応した。（令和5年度のカルテ開示件数は16件）	小	B	B	
5 市の医療施策推進における役割	5 市の医療施策推進における役割	5 市の医療施策推進における役割		中	B	B	
(1) 市の保健・介護行政との連携 住民の健康増進を図るため、市の機関と連携・協力して各種健康診断を実施するなど、疾病予防及び介護予防の推進を図ること。	(1) 市の保健・介護行政との連携	(1) 市の保健・介護行政との連携		小	A	A	
	ア 予防接種や乳幼児健診を積極的に行う。	ア 予防接種や乳幼児健診及び産後ケア事業を積極的に行う。	【実施】 ・県内外の市町村のがん検診、妊婦乳児一般健康診査、乳幼児精密健康診査、児童結核検診等の事業を委託契約し実施した。また、山武市の乳児健診については、月1回施設の一部を提供し、小児科外来と連携して行った。（令和5年度実施件数：161件） ・千葉県内定期予防接種相互乗り入れに加入し、市町の定期予防接種の業務委託契約を受託し実施した。 ・千葉県内定期予防接種相互乗り入れに加入し、市町の定期予防接種の業務委託契約を受託し実施した。（令和5年度実施件数：3,242件） ・大人、小児のインフルエンザ予防接種については、医事課に予約受付窓口を設置し集団接種で行った。（令和5年度実施件数：大人293件、小児183件） ・高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を内科外来で行った。（令和5年度実施件数：49件）	細	A	A	

令和５事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
	イ 居宅介護事業の充実を図る。	イ 居宅介護事業の充実を図る。	【実施】 ・併設居宅介護支援事業所に主任ケアマネージャー1名を配置し、居宅サービス計画を作成するとともに、介護保険制度の案内・相談を行った。（令和５年度年間延べ利用者数：389名（市からの委託含む））	細	B	B	
	ウ その他、市の保健・介護行政との一層の連携方策について、具体的方策を検討する。	ウ その他、市の保健・介護行政との一層の連携方策について、具体的方策を検討する。	【実施】 ・市の保健・介護行政推進における病院の役割を明確にし、各市町部門担当者との意見交換会を行う等の連携を図った。 ＜産後ケア事業＞ 山武市（平成30年10月～）※母乳外来開設（令和元年10月～） 東金市（令和元年10月～） 横芝光町（令和３年４月～） 大網白里市（令和４年５月～） 九十九里町（令和５年４月～）	細	A	A	
(2) 災害時における医療協力と役割 平時より事業継続計画（BCP）及び災害対策マニュアルの対策をもって地震、津波、台風、大規模事故等の災害対応体制を確立すること。 市との連携を図り情報の共有化に努め体制を確立すること。市が行う災害訓練等に積極的に参加し体制の維持に努めること。 災害発生時には「災害時の医療救護活動についての覚書」に基づき医療救護活動を提供すると共に、災害医療の拠点となり、BCPIに基づき医療の提供に努めること。また、これらを実施するため災害医療を提供するための医療者を養成すること。	(2) 災害時における医療協力と役割 平時より事業継続計画（BCP）及び災害対策マニュアルの対策をもって地震、津波、台風、大規模事故等の災害対応体制を確立すること。市との連携を図り情報の共有化に努め体制を確立する。市が行う災害訓練や災害派遣医療チーム（DMAT）訓練等に積極的に参加し体制の維持に努める。 災害発生時には「災害時の医療救護活動についての覚書」に基づき医療救護活動を提供すると共に、災害医療の拠点となり、BCPIに基づき医療の提供に努める。また、これらを実施するため災害医療を提供するための医療者を養成する。 また、災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するため、高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・DMATの派遣機能を備えた「地域災害拠点病院」の指定を目指す。	(2) 災害時における医療協力と役割 平時から市との連携を図り情報の共有化に努めるとともに、市が行う災害訓練等に積極的に参加し、災害対応マニュアルを作成するなど、災害医療の拠点となるように体制を備える。 平成26年９月に市と締結した「災害時の医療救護活動についての覚書」により、市からの要請に基づき医療救護活動を提供するとともに、災害医療の拠点となり、BCPIに基づき医療の提供に努め、これらを実施するため災害医療を提供するための医療者を養成する。	【実施】 ・災害時に設置される医療救護所での傷病者に対する応急処置や医療活動の体制について、山武市と協定を締結している。 ・院内防災訓練（令和５年９月、令和６年３月）を実施。 ・医師会主催の航空機事故消防救難総合訓練（令和５年10月19日）に医師１名、看護師２名、事務員１名が参加した。 ・千葉県地域DMAT（CLDMAT。災害急性期に機動性を持って活動できるようトレーニングを受けた医療チーム）隊１隊を編成し、災害対応力を維持している。また、活動に必要な知識・技能の維持向上のため、隊員を研修に派遣した。 ・EMIS（広域災害救急医療情報システム）緊急時入力訓練に事務員１名が参加した。	小	B	B	
(3) 住民への保健医療情報の提供及び発信 医療に関する専門分野の知識を活用し、住民対象の公開講座の開催やホームページや広報紙等での医療情報の提供など、保健医療及び健康に関する情報の発信及び普及啓発を推進すること。	(3) 住民への保健医療情報の提供及び発信 各診療科の診療案内、病院の医療に関する取り組み情報等を病院ホームページ及び広報紙等に掲載することや、医療に関する専門知識を活用した住民対象の公開講座の開催をする等、医療情報の発信及び普及啓発に取り組む。疾病について住民の理解を深め、予防活動にも取り組む。	(3) 住民への保健医療情報の提供及び発信 各診療科の診療案内、病院の医療に関する取り組み情報等を病院ホームページ及び広報紙等に掲載することや、医療に関する専門知識を活用した住民対象の公開講座の開催をする等、医療情報の発信及び普及啓発に取り組む。 疾病について住民の理解を深め、予防活動にも取り組む。	【実施】 ・病院ホームページについて、令和５年度においても内容を充実させる等、より分かりやすく、かつ迅速に情報発信を行った。 ・季刊発行の院内広報誌により、患者のニーズに応えた情報を配信している。新任医師の紹介、医師や医療技術職員による医療情報や仕事内容についての紹介を行い、院内フロアや近隣市町の窓口に設置した。 ・山武市簡易マザーズホーム通園児の療育指導等のため、言語聴覚士を年12回派遣した。また、山武市のことば発達検査のため、言語聴覚士を年24回派遣した。 ・DPCデータに基づく令和４年度の病院指標を病院ホームページに公開した。（年齢階級別患者数、診断群分類別患者数等）	小	B	B	
(4) 住民との連携 病院ボランティアの受け入れを積極的に行い、地域に開かれた病院として、地域住民と医療センターの連携を深めること。	(4) 住民との連携 地域住民の病院ボランティアへの積極的な開放に努めるとともに、医療センターと地域住民が、地域医療に関する問題意識を共有し、お互いに支え合う関係を構築する。	(4) 住民との連携 地域住民の病院ボランティアへの積極的な開放に努めるとともに、医療センターと地域住民が、地域医療に関する問題意識を共有し、お互いに支え合う関係を構築する。	【実施】 ・例年、病院ボランティアにより、院内の案内、車椅子介助、ミニコンサート、ピアノ演奏及びアロマテラピー等の活動を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。 ・例年、クリスマスコンサートを開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止した。	小	C	C	今後の活動を期待する。
第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項		大	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
1 地方独立行政法人としての運営管理体制の維持向上 地方独立行政法人として運営をよりの確に行えるよう、適時適切な理事会の開催、事務局等の必要な人員を確保するとともに体制を向上させ、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標が着実に達成できる運営管理体制を構築すること。 病院内において指示・文書等の情報の流れを円滑にし、組織全体として、情報の共有を徹底するとともに、変化への対応能力、意思決定のスピードを高めること。	1 地方独立行政法人としての運営管理体制の持続的な発展 迅速かつ柔軟に医療センターの運営が行えるよう、理事会の運営や決定事項の院内周知のための管理職で組織する会議等の体制を維持する。また、病院運営に必要な情報・診療情報（診療報酬等の検証や院内の電算システム構築等）の一元的な把握のための企画・情報の部署の設置を行う。理事会議事録は可及的速やかに院内に周知するとともに、ホームページで公開する。	1 地方独立行政法人としての運営管理体制の持続的な発展 迅速かつ柔軟に医療センターの運営が行えるよう、理事会の運営や決定事項の院内周知のための管理職で組織する会議等の体制を維持する。 また、病院運営に必要な情報・診療情報（診療報酬等の検証や院内の電算システム構築等）を一元的に把握・利用できるように努める。理事会議事録は可及的速やかに院内に周知するとともに、ホームページで公開する。	【実施】 ・理事会において重要事項についての意思決定を行うとともに、管理職で構成し病院運営等にかかる主要事項の検討を行う経営の質向上委員会及び病院の質向上委員会を通じて、法人の意思統一を図るとともに、中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向けて取り組みを行った。 ＜各委員会等の開催状況＞ ・理事会 13回（うち臨時理事会 1回） ・経営の質向上委員会 12回 ・病院の質向上委員会 12回	中	B	B	
	2 内部・外部通報制度の導入 法令違反や不正行為等の発生を防ぐ等の制度として、「内部・外部通報制度」を導入する。	2 内部・外部通報制度の導入 法令違反や不正行為等の発生を防ぐため、内部通報及び外部通報に関する規程に基づき、適正に運用する。	【実施】 ・「内部・外部通報制度」に関する規程等に基づき、法令違反や不正な行為等の発生又はその恐れがある場合に、適切に対応できるよう努めている。	中	B	B	
	3 理事会の機能強化による院内の法令等遵守体制の確立及びガバナンスの強化 理事会において定期的に法令遵守体制を含めた業務改善計画の進捗状況を確認するとともに、理事会の業務改善に関する執行・進捗管理機能を強化する。 また、法令等遵守体制を確立するため、現行の規程の見直し、適正な事務処理に適合した規程整備を進めていく。	3 理事会の機能強化による院内の法令等遵守体制の確立及びガバナンスの強化 理事会において定期的に法令遵守体制を含めた業務改善計画の進捗状況を確認するとともに、理事会の業務改善に関する執行・進捗管理機能を強化する。 また、法令等遵守体制を確立するため、現行の規定の見直し、適正な事務処理に適合した規程整備を進めていく。	【実施】 ・理事会において、定期的に法令遵守体制を含めた業務改善計画の進捗状況を確認するとともに、理事会の業務改善に関する執行・進捗管理を実施している。また、法令遵守を意識した適正な事務処理を行うための規程を整備し、推進体制として各理事を主体とする内部統制委員会を設置している。	中	B	B	
	4 監事機能の充実・強化 業務の健全な運営を確保するために、監査項目・監査手法等の見直しを行い、監事機能の充実・強化を図るとともに実行性のある監査を実施する。	4 監事機能の充実・強化 業務の健全な運営を確保するために、監事機能の充実・強化を図るとともに実行性のある監査を実施する。なお、院内監査の一層の強化等のため、監事室を新設する。	【実施】 業務の健全な運営を確保するために、監査項目・監査手法等の見直しを行い、監事機能の充実・強化を図るとともに実行性のある監査を実施した。	中	B	B	
2 効率的かつ効果的な業務運営	5 効率的かつ効果的な業務運営	5 効率的かつ効果的な業務運営		中	B	B	
(1) 適切かつ弾力的な人員配置 医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員の配置を適切に行うこと。	(1) 適切かつ弾力的な人員配置 患者動向を注視し、外部環境の変化を捉えながら、医師をはじめとする適切な職員配置により医療を提供する。 職員の働き方の要望に応じてきめ細かな雇用形態を取り入れること等により、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供に努める。 事務職については職員採用計画に従い業務量に応じた職員数を確保するとともに、内部牽制機能の体制強化を図る。また、計画的な配置転換または担当事務の変更を行う。 さらに、経営情報を全職員が共有する等、経営意識の向上に努め、事務の効率的・効果的な執行に取り組む。	(1) 適切かつ弾力的な人員配置 患者動向を注視し、外部環境の変化を捉えながら、医師をはじめとする適切な職員配置により医療を提供する。 職員の働き方の要望に応じてきめ細かな雇用形態を取り入れること等により、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供に努める。。	【実施】 ・再雇用制度を活用し、定年後の看護師等の効率的な人員配置に努めた。（令和5年度制度該当者：看護師10名、准看護師3名、医療技術職員4名、事務職員2名）	小	B	B	
(2) 職員の職務能力の向上	(2) 職員の職務能力の向上（人材育成とスキルアップ）	(2) 職員の職務能力の向上（人材育成とスキルアップ）		小	B	B	
① 医療職の職務能力の高度化・専門化を図るため、専門医・指導医、認定看護師等の資格取得も含めた教育研修システム（短期留学助成などを含む）を整備すること。ひいては、患者サービスの向上につながる研修を進めること。	ア 医療職の職務能力の高度化・専門化を図るため、専門医・指導医、認定看護師等の資格取得も含めた教育研修システム（短期留学助成などを含む）を整備する。ひいては、患者サービスの向上につながる研修を進める。	ア 医療職の職務能力の高度化・専門化を図るため、専門医・指導医、認定看護師や助産師等の資格取得も含めた教育研修システム（短期留学助成などを含む）を整備する。ひいては、患者サービスの向上につながる研修を進める。	【実施】 ・医療職は、部門ごとの研修や外部研修に参加し、スキルアップを図った	細	B	B	
② 事務職については、経営企画部門の水準向上をより推進し、病院経営全般について理事長をサポートできる体制とすること。総合的な視点を持ち組織横断的役割を担う職員を育成すること。	イ 事務職の職務能力の向上については、経営企画部門の水準向上を図り、病院経営全般についてより推進できる体制とする。また、総合的な視点を持ち組織横断的役割を担う職員の育成に努める。	イ 事務職の職務能力の向上については、経営企画部門の水準向上を図り、病院経営全般についてより推進できる体制とする。また、総合的な視点を持ち組織横断的役割を担う職員の育成に努め、各部門に精通した職員の確保を図る。	【実施】 ・事務職は、事務職員研修計画に基づき、職務を遂行するにあたり必要とされる基礎及び専門的な研修を履修し、職務能力の向上を図った。	細	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
		ウ 看護師奨学金を利用して就職する看護師が多数いるため、新人看護師としてスキルアップする教育環境を整備する。	【実施】 ・新入看護職員ワーキンググループを中心として、新人教育プログラムに沿った教育を実施した。 ・研修用シュミレーターの活用により知識・技術の向上を図るとともに、インターネット配信による研修や講座の受講が可能となり、自己の課題に向けた学習ができる環境を整備した。 ・事例報告会を行い1年間の自己の看護観について振り返りを行った。	細	A	A	
(3) 人事評価制度の適切な運用 職員の努力が評価され業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、人事評価制度を公正な立場からより一層適正に運用を図ること。	(3) 人事評価制度の適切な運用 職員の努力が評価され業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、人事評価制度を公正な立場からより一層適正に運用を図る。	(3) 人事評価制度の適切な運用 職員の努力が評価され業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、人事評価制度を公正な立場からより一層適正に運用を図る。	【実施】 ・平成24年度から本格導入した人事評価制度については、精度向上と定着に努めている。また、事務職員の人事評価制度については、職員の育成、組織の醸成のため、令和6年度の改正に向けて、検討を進めた。	小	B	B	
(4) 勤務成績を考慮した給与制度の適切な運用 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度について、より一層適正な運用を図ること。	(4) 勤務成績を考慮した給与制度の適切な運用 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度について、より一層適正な運用を図る。	(4) 勤務成績を考慮した給与制度の適切な運用 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度について、より一層適正な運用を図る。	【実施】 ・令和4年度の人事評価結果を受け、令和5年度の定期昇給及び賞与に反映した。	小	B	B	
(5) 職員の就労環境の整備 日常業務の見直しや、施設改善を推進し、職員にとって働きやすい就労環境の整備に努めること。職員の事情に応じ、その能力を十分発揮できるような柔軟かつ多様な勤務形態を取り入れるとともに、業務の見直しを図ること。	(5) 職員の就労環境の整備	(5) 職員の就労環境の整備		小	B	B	
	ア 日常業務の過度の負担を解消するために柔軟な勤務体制を採用することにより、時間外勤務の縮減及び休暇取得の促進等、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備する。	ア 日常業務の過度の負担を解消するために柔軟な勤務体制を採用することにより、時間外勤務の縮減及び休暇取得の促進等、職員にとって働きやすく、働き甲斐のある就労環境を整備する。	【実施】 ・日常業務の過度の負担を解消するため、時間外勤務実績の分析を行い、人員配置の見直しを図った。 ・職員のメンタルケアに対応するため、相談員を配置している。	細	B	B	
	イ 出産後の子育てに対する負担を軽減するため、各種休暇制度の取得促進や院内保育所の利用充実を図る。院内保育所は24時間保育及び病児保育に取り組み、職員とその子供が安心できる体制を整備する。	イ 出産後の子育てに対する負担を軽減するため、各種休暇制度の取得促進や院内保育所の利用充実を図る。院内保育所は24時間保育及び病児保育に取り組み職員とその子供が安心できる体制を整備する。	【実施】 ・出産後の子育てに対する負担を軽減するため、各種休暇制度の取得を促進した。（育児休業取得者11名（看護職8名、医療技術職1名、事務職2名）	細	B	B	
	ウ 職員の不安、悩み等のほか、患者からの過度の苦情に対する相談体制を整備する。相談内容によって、職員の処遇が悪化しないよう、きめ細やかな対応を行う。	ウ 職員の不安、悩み等のほか、患者からの過度の苦情に対する相談体制を整備する。労働安全衛生法第66条の10第3項の規定に基づき、相談内容によって職員の処遇が悪化しないよう、きめ細やかな対応を行う。 また、職員のストレスチェックを実施し、職員の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組を行う。	【実施】 ・自身がおかれているストレス状況について気づきを促すため、職員に対しストレスチェックを実施した。また、高ストレスと診断された者に対しては、医師による面談を受けられる体制を整えた。	細	B	B	
	エ 職員が復職しやすい環境を整備する。ブランクのある職員については、相談窓口を設け、研修やOJTを通じて復職への不安を和らげる。	エ 復職支援プログラムの運用により、職員が復職しやすい環境整備を推進する。ブランクのある職員については、相談窓口を設け、研修やOJTを通じて復職への不安を和らげる。	【実施】 ・復職支援プログラムを対象職員ごとに策定し、適切な運用により、職員の復職支援を実施した。（対象者5名）	細	A	A	
		オ 令和6年4月1日施行の改正医療法による医師の働き方改革への対応のため、令和4年度に総務課内にワーキンググループを設置した。 令和5年度には、宿日直業務と時間外勤務、自己研鑽と時間外勤務の差異等、必要となる整備を進める。	【実施】 ・輪番日・非輪番日を問わない宿日直許可を取得した。 ・自己研鑽と時間外勤務の区分については、医師の働き方改革に関する取扱要綱に規定する準備を進めた。	細	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
(6) 業務改善に取り組む組織の醸成 より良い病院経営のため、職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。	(6) 業務改善に取り組む組織の醸成 継続的な業務改善への取り組みや、積極的な業務運営への参画を促すため、チーム医療をはじめとする組織間や異なる職種の職員間のコミュニケーションの活性化、連携の円滑化、職員の意欲の向上を図り、活気あふれた職場環境作りに取り組む。職種ごと、部署ごとのみではなく、組織横断的なコミュニケーションを推進して、医療現場における患者対応の向上を図る。	(6) 業務改善に取り組む組織の醸成 継続的な業務改善への取り組みや、積極的な業務運営への参画を促すため、チーム医療をはじめとする組織間や異なる職種の職員間のコミュニケーションの活性化、連携の円滑化、職員の意欲の向上を図り、活気あふれた職場環境作りに取り組む。職種ごと、部署ごとのみではなく、組織横断的なコミュニケーションを推進して、医療現場における患者対応の向上を図る。	【実施】 ・各部署管理職以上の職員で構成されている病院の質向上委員会を開催し、定期的に院内の業務改善等について協議、検討を行っている。 ・勤務医負担軽減計画及び看護職員の負担軽減計画を作成し、実施した。	小	B	B	
(7) 予算執行の弾力化等 中期計画の枠において、予算科目や年度間で予算を弾力的に運用できる会計制度を活用し、効率的・効果的な事業運営に努めること。 また、多様な契約手法を活用するなど、費用面でのコスト削減を図ること。	(7) 予算執行の弾力化等 中期目標及び中期計画の枠の中で、医療ニーズに迅速に対応するため、人事・予算等を弾力的に運用できる制度を活用した取組を行う。	(7) 予算執行の弾力化等 年度計画の範囲内で、医療ニーズに迅速に対応するため、人事・予算等を弾力的に運用できる制度を活用した取り組みを行う。	【実施】 ・診療収入が予算を超えることが見込まれ、かつ、その増加に伴い材料費を増額する必要が生じたため、弾力的な予算執行を可能とするため会計規程を改正し、効率的な予算執行を図った。 【主な長期継続契約】 ・清掃他業務委託 令和4年7月1日～令和6年3月31日 ・夜間休日救急受付業務委託 令和4年10月1日～令和6年3月31日 ・電話交換業務委託 令和4年10月1日～令和6年3月31日 ・病院構内常駐警備業務委託 令和4年10月1日～令和6年3月31日 ・医薬品購入(単価契約) 令和4年10月1日～令和6年9月30日 ・医用画像情報システム(PACS)更新賃貸借 平成30年1月1日～令和6年12月31日 ・薬剤管理システム賃貸借 令和2年2月1日～令和7年1月31日 ・託児所業務委託 令和5年4月1日～令和7年3月31日 ・医事外来等委託業務 令和5年8月1日～令和7年9月30日 ・病院食事等提供業務委託 令和4年9月1日～令和7年9月30日 ・物流管理システム賃貸借 令和3年2月1日～令和8年1月31日 ・マットレス賃貸借 令和3年8月1日～令和8年7月31日 ・医療情報システム賃貸借 令和3年9月1日～令和8年8月31日 ・全身用X線コンピュータ断層撮影装置賃貸借(Revolution Maxima) 令和2年5月1日～令和10年4月30日 ・白衣賃貸借 令和6年3月1日～令和11年2月28日	小	B	B	
(8) 収入の確保と支出の節減	(8) 収入の確保と費用の節減	(8) 収入の確保と費用の節減		小	B	B	
ア 収支全般 医業収支比率については類似黒字病院と同等を目標とし、かつ給与比率は50%台を目標として努力すること。また診療報酬体制を経営的に適正な対応をすることにより、収支両面にわたるマネジメントを徹底し、財務基盤の強化を図ること。	ア 収支全般 医業収支比率については類似黒字病院と同等を目標とし、かつ給与比率は60%台を目標とする。DPCを活用して、収支両面にわたるマネジメントに活用する。	ア 収支全般 医業収支比率については83.5%以上を目標とし、かつ給与比率は71.1%台を目標とする。DPCを活用して、収支両面にわたるマネジメントに活用する。	【実施】 ・DPCデータを活用し、急性期病棟から回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟への転棟を促したことで、急性期病棟の効率性の維持に努めた。	細	B	B	
イ 収入の確保 病床管理による病床利用率の向上、高度医療機器の稼働率の向上、診療報酬改定への適切な対応及び適切な人員配置などにより、収入面での財務体質の向上を図る。人事権者との連携を通じて、経営理念に沿った適正な人員配置を行い、収益を確保すること。また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と	イ 収入の確保	イ 収入の確保		細	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価													
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント												
早期回収に努めること。	① 許可病床数は199床を有するが、今後の必要度を鑑み、急性期、地域包括ケア及び回復期リハ病棟等の病床転換と要員計画を作成し、病床利用率の向上を図る。また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努める。	① 一般病棟、緩和ケア病棟、地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟等の適正な病床数の見込みと要員計画を作成するとともに、各病棟の特性を生かし病床利用率の向上を図る。また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努める。 未収金の事前防止を図るため受診時の保険証提示や公的制度的利用について啓発し、発生した未収金については、文書・電話に加え、効果的な回収業者（弁護士）へ業務委託を行うなど、未収金対策の強化を図る。	【実施】 ・回復期リハビリテーション病棟では、病床利用率を維持する事により、収益の増収を図った。 ・地域包括ケア病棟では、比較的重症度の低い患者を急性期病棟から受け入れることにより病床利用率を向上し、急性期病棟の効率化を図った。 ・緩和ケア病棟入院料を令和4年8月、地域包括ケア病棟入院料を令和4年9月から格上げし、収益の増収を図った。 ・医療費の未収金台帳作成・管理、電話督促、督促状の発送を行い、未収金回収に努めた。また、限度額適用認定証の取得や、高額貸付制度、出産育児一時金直接支払制度の利用等を積極的に働きかけ、未収金の発生防止に努めた。	細々	B	B													
	② 高度医療機器の稼働率の向上を図る。地域の医療機関に高額利用機器の利用を開放し、患者を紹介しあうことで、地域包括型医療に貢献する。	② 高度医療機器の稼働率の向上を図る。地域の医療機関に高額医療機器の利用を開放し、患者を紹介しあうことで、地域包括型医療に貢献する。	＜高度医療機器の稼働率（検査件数）＞ <table><tr><th>区分</th><th>令和4年度実績</th><th>令和5年度実績</th></tr><tr><td>C T</td><td>9,155件</td><td>10,482件</td></tr><tr><td>M R I</td><td>4,037件</td><td>4,272件</td></tr><tr><td>骨密度検査</td><td>1,033件</td><td>1,266件</td></tr></table>	区分	令和4年度実績	令和5年度実績	C T	9,155件	10,482件	M R I	4,037件	4,272件	骨密度検査	1,033件	1,266件	細々	A	A	
	区分	令和4年度実績	令和5年度実績																
	C T	9,155件	10,482件																
	M R I	4,037件	4,272件																
骨密度検査	1,033件	1,266件																	
③ 適正なDPCのコーディング、診療報酬の院内での研修を通じきめ細かく診療の行為にあたるよう努める。	③ 適正なDPCのコーディング、診療報酬の請求漏れの防止に努め、院内での研修を通じきめ細かく診療の行為にあたるよう努める。	【実施】 ・分析ソフト等を活用した。 ・医師と連携し確認・相談を行っている。 ・診療情報管理士と二重の確認を行い適正なDPCコーディングが出来るように努めた。	細々	B	B														
	④ 業務に密着した専門的な研修会や講習会等を開催し、全職員が経営の観点からも効率的な医療サービスの提供に努める。	【実施】 ・経営分析及び改善への寄与を目的として、診療報酬請求や看護必要度等に係る看護部門への支援等に関するコンサルティング業務を委託し、毎月1回、関係者による検討会議を開催した。	細々	B	B														
ウ 費用節減 効率的な病院経営のため、必要な費用を適切に見積もるとともに、人件費や経費については具体的な数値目標を設定し、その達成を図ること。人件費については、黒字の病院の数値を参照し、病院の役割・規模・地域性を考慮して目標を定め削減に努めること。後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法を検討して費用の節減に努め、費用対効果から総合的に勘案し、適正な価格において契約を行うこと。	ウ 費用節減	ウ 費用節減		細	B	B													
	① 費用のマネジメントにDPCを活用する。医療センターの治療とDPC病院の平均的治療とを比較し、薬剤の使用状況等が妥当か検証を行う。医薬品、診療材料等の購入方法を検討する。また、適正仕入・適正在庫を維持する。業者委託について、費用対効果を検証し、費用のマネジメントを行う。	① 費用のマネジメントにDPCを活用する。医療センターの治療とDPC病院の平均的治療とを比較し、薬剤の使用状況等が妥当か検証を行う。薬品、診療材料等の購入方法を検討する。 また、適正仕入・適正在庫を維持する。業者委託について、費用対効果を検証し、費用のマネジメントを行う。	【実施】 ・後発医薬品への切替えについては、薬事委員会が中心となり継続的に切替えを行い費用の削減に努めた。 ・診療材料については、より廉価な同種同等品への切替えについて検討・推進するとともに、競争見積を実施することで現行品の納入価格削減に努めた。 ・看護部関連診療材料については、看護部が中心となり積極的に切替えを進めた。 ・薬品については、現行の単価契約の見直しを行い、最大限費用の削減に努めた。 ・在宅医療用材料については、年1回の価格交渉により価格の見直しを行い、費用の削減に努めた。	細々	B	B													
		② 後発薬品の数量割合を維持し、医薬品費の抑制及び機能評価係数の維持を図る。	【実施】 後発医薬品の適用率 令和4年度実績 97.4% 令和5年度実績 98.9% ※令和5年度目標数値 98.0%	細々	B	B													
	② 医療機器の整備及び更新に当たっては、施設整備の委員会等において、費用対効果を含めあらゆる角度から検証を行う。	③ 医療機器の整備及び更新に当たっては、施設整備委員会等において、その必要性及び費用対効果を含めあらゆる角度から検証を行う。	【実施】 ・医療機器等の整備及び更新を積極的に実施し、必要に応じた新規の購入を進めた。 ・医療機器等の整備及び更新を実施するため施設整備委員会を年2回開催し、機種選定を行い順次購入を進めた。	細々	B	B													

令和５事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価																																																															
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント																																																														
	③ その他経費についても、購入時の入札制度を的確に運用して予算執行にあたり、経費の削減に努める。	④ その他経費についても、入札制度等を的確に運用して予算執行に当たり、最大限の経費削減に努める。	【実施】 ・その他の経費については、入札制度の活用を積極的に行い、調達の適正化とともに削減に努めた。（令和５年度入札件数：12件）	細々	B	B																																																															
	<収支全般> <table><tr><td>区 分</td><td>平成30年度実績数値</td><td>令和5年度目標数値</td></tr><tr><td>医業収支比率</td><td>97.7%</td><td>95.0%</td></tr><tr><td>給与費比率</td><td>60.8%</td><td>60%台</td></tr></table> ※医業収支比率（％）＝ 医業収益÷（医業費用＋一般管理費）×100 ※給与費比率（％）＝（医業給与費＋一般管理給与費）÷医業収益×100	区 分	平成30年度実績数値	令和5年度目標数値	医業収支比率	97.7%	95.0%	給与費比率	60.8%	60%台	<収支全般> <table><tr><td>区 分</td><td>令和４年度（見込）</td><td>令和５年度（目標数値）</td></tr><tr><td>医業収支比率</td><td>86.8%</td><td>83.5%</td></tr><tr><td>給与費比率</td><td>68.0%</td><td>71.1%</td></tr></table> ※医業収支比率（％）＝ 医業収益÷（医業費用＋一般管理費）×100 ※給与費比率（％）＝（医業給与費＋一般管理給与費）÷医業収益×100	区 分	令和４年度（見込）	令和５年度（目標数値）	医業収支比率	86.8%	83.5%	給与費比率	68.0%	71.1%	<収支全般> 医業収支比率及び給与費比率とも目標値を上回った。 <table><tr><td>区 分</td><td>令和５年度目標数値</td><td>令和５年度実績数値</td><td>目標差</td></tr><tr><td>医業収支比率</td><td>83.5%</td><td>90.5%</td><td>7.0%</td></tr><tr><td>給与費比率</td><td>71.1%</td><td>64.8%</td><td>▲6.3%</td></tr></table> ・医業収支比率〔医業収益／（医業費用＋一般管理費）*100〕 ・給与費比率〔給与費(医業費用+一般管理費)／医業収益*100〕	区 分	令和５年度目標数値	令和５年度実績数値	目標差	医業収支比率	83.5%	90.5%	7.0%	給与費比率	71.1%	64.8%	▲6.3%	細々	B	B																																	
	区 分	平成30年度実績数値	令和5年度目標数値																																																																		
	医業収支比率	97.7%	95.0%																																																																		
給与費比率	60.8%	60%台																																																																			
区 分	令和４年度（見込）	令和５年度（目標数値）																																																																			
医業収支比率	86.8%	83.5%																																																																			
給与費比率	68.0%	71.1%																																																																			
区 分	令和５年度目標数値	令和５年度実績数値	目標差																																																																		
医業収支比率	83.5%	90.5%	7.0%																																																																		
給与費比率	71.1%	64.8%	▲6.3%																																																																		
<入院収益及び外来収益の確保> <table><tr><td>区 分</td><td>平成30年度実績数</td><td>令和5年度目標数値</td></tr><tr><td>1. 入院患者数</td><td>66,793人 (1日当たり183人)</td><td>66,670人 (1日当たり183人)</td></tr><tr><td>入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)</td><td>58,444円 (DPC 7対1)</td><td>59,670円 (DPC 7対1)</td></tr><tr><td>病床利用率 (一般病床のみ)</td><td>59.4%</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>平均在院日数 (一般病床のみ)</td><td>9.8日</td><td>9.8日</td></tr><tr><td>2. 外来患者数</td><td>120,895人 (1日当たり496人)</td><td>120,900人 (1日当たり495人)</td></tr><tr><td>外来平均単価 1人1日</td><td>8,565円</td><td>9,700円</td></tr></table>	区 分	平成30年度実績数	令和5年度目標数値	1. 入院患者数	66,793人 (1日当たり183人)	66,670人 (1日当たり183人)	入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)	58,444円 (DPC 7対1)	59,670円 (DPC 7対1)	病床利用率 (一般病床のみ)	59.4%	90.0%	平均在院日数 (一般病床のみ)	9.8日	9.8日	2. 外来患者数	120,895人 (1日当たり496人)	120,900人 (1日当たり495人)	外来平均単価 1人1日	8,565円	9,700円	<入院収益及び外来収益の確保> <table><tr><td>区 分</td><td>令和４年度（見込)</td><td>令和５年度（目標数)</td></tr><tr><td>1. 入院患者数</td><td>49,410人 (１日当たり135人)</td><td>52,338人 (１日当たり143人)</td></tr><tr><td>入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)</td><td>68,609円</td><td>68,609円</td></tr><tr><td>病床利用率 (一般病床のみ)</td><td>69.5%</td><td>77.4%</td></tr><tr><td>平均在院日数 (一般病床のみ)</td><td>9.7日</td><td>9.7日</td></tr><tr><td>2. 外来患者数</td><td>119,008人 (1日当たり490人)</td><td>119,008人 (1日当たり490人)</td></tr><tr><td>外来平均単価 1人1日</td><td>10,628円</td><td>10,628円</td></tr></table>	区 分	令和４年度（見込)	令和５年度（目標数)	1. 入院患者数	49,410人 (１日当たり135人)	52,338人 (１日当たり143人)	入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)	68,609円	68,609円	病床利用率 (一般病床のみ)	69.5%	77.4%	平均在院日数 (一般病床のみ)	9.7日	9.7日	2. 外来患者数	119,008人 (1日当たり490人)	119,008人 (1日当たり490人)	外来平均単価 1人1日	10,628円	10,628円	<入院収益及び外来収益の確保> <table><tr><td>区 分</td><td>令和５年度（目標数値)</td><td>令和５年度（実績数値)</td></tr><tr><td>1. 入院患者数</td><td>52,338人 (１日当たり143人)</td><td>57,590人 (１日当たり157人)</td></tr><tr><td>入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)</td><td>68,609円</td><td>70,859円</td></tr><tr><td>病床利用率 (一般病床のみ)</td><td>77.4%</td><td>80.7%</td></tr><tr><td>平均在院日数 (一般病床のみ)</td><td>9.7日</td><td>8.9日</td></tr><tr><td>2. 外来患者数</td><td>119,008人 (1日当たり490人)</td><td>124,910人 (1日当たり514人)</td></tr><tr><td>外来平均単価 1人1日</td><td>10,628円</td><td>11,169円</td></tr></table>	区 分	令和５年度（目標数値)	令和５年度（実績数値)	1. 入院患者数	52,338人 (１日当たり143人)	57,590人 (１日当たり157人)	入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)	68,609円	70,859円	病床利用率 (一般病床のみ)	77.4%	80.7%	平均在院日数 (一般病床のみ)	9.7日	8.9日	2. 外来患者数	119,008人 (1日当たり490人)	124,910人 (1日当たり514人)	外来平均単価 1人1日	10,628円	11,169円	細々	B	B	
区 分	平成30年度実績数	令和5年度目標数値																																																																			
1. 入院患者数	66,793人 (1日当たり183人)	66,670人 (1日当たり183人)																																																																			
入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)	58,444円 (DPC 7対1)	59,670円 (DPC 7対1)																																																																			
病床利用率 (一般病床のみ)	59.4%	90.0%																																																																			
平均在院日数 (一般病床のみ)	9.8日	9.8日																																																																			
2. 外来患者数	120,895人 (1日当たり496人)	120,900人 (1日当たり495人)																																																																			
外来平均単価 1人1日	8,565円	9,700円																																																																			
区 分	令和４年度（見込)	令和５年度（目標数)																																																																			
1. 入院患者数	49,410人 (１日当たり135人)	52,338人 (１日当たり143人)																																																																			
入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)	68,609円	68,609円																																																																			
病床利用率 (一般病床のみ)	69.5%	77.4%																																																																			
平均在院日数 (一般病床のみ)	9.7日	9.7日																																																																			
2. 外来患者数	119,008人 (1日当たり490人)	119,008人 (1日当たり490人)																																																																			
外来平均単価 1人1日	10,628円	10,628円																																																																			
区 分	令和５年度（目標数値)	令和５年度（実績数値)																																																																			
1. 入院患者数	52,338人 (１日当たり143人)	57,590人 (１日当たり157人)																																																																			
入院平均単価 1人1日 (一般病床のみ)	68,609円	70,859円																																																																			
病床利用率 (一般病床のみ)	77.4%	80.7%																																																																			
平均在院日数 (一般病床のみ)	9.7日	8.9日																																																																			
2. 外来患者数	119,008人 (1日当たり490人)	124,910人 (1日当たり514人)																																																																			
外来平均単価 1人1日	10,628円	11,169円																																																																			
<費用の節減> <table><tr><td>区 分</td><td>平成30年度実績数値</td><td>令和5年度目標数値</td></tr><tr><td>後発医薬品の適用率 (数量ベース)</td><td>97.5%</td><td>98.0%</td></tr></table>	区 分	平成30年度実績数値	令和5年度目標数値	後発医薬品の適用率 (数量ベース)	97.5%	98.0%	<費用の節減> <table><tr><td>区 分</td><td>令和４年度（見込)</td><td>令和５年度（目標数値)</td></tr><tr><td>後発医薬品の適用率 (数量ベース)</td><td>97.3%</td><td>98.0%</td></tr></table>	区 分	令和４年度（見込)	令和５年度（目標数値)	後発医薬品の適用率 (数量ベース)	97.3%	98.0%	<費用の節減> <table><tr><td>区 分</td><td>令和４年度（見込)</td><td>令和５年度（実績数値)</td></tr><tr><td>後発医薬品の適用率 (数量ベース)</td><td>97.3%</td><td>98.9%</td></tr></table>	区 分	令和４年度（見込)	令和５年度（実績数値)	後発医薬品の適用率 (数量ベース)	97.3%	98.9%	細々	B	B																																														
区 分	平成30年度実績数値	令和5年度目標数値																																																																			
後発医薬品の適用率 (数量ベース)	97.5%	98.0%																																																																			
区 分	令和４年度（見込)	令和５年度（目標数値)																																																																			
後発医薬品の適用率 (数量ベース)	97.3%	98.0%																																																																			
区 分	令和４年度（見込)	令和５年度（実績数値)																																																																			
後発医薬品の適用率 (数量ベース)	97.3%	98.9%																																																																			
第４ 財務内容の改善に関する事項 公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより健全経営を維持すること。	第４ 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を充実させるため、「第３ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に即した年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより健全経営を維持する。 1 予算 別表１のとおり 2 収支計画 別表２のとおり 3 資金計画 別表３のとおり	第４ 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を充実させるため、「第３ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に即した年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより健全経営を維持する。 1 予算 別表１のとおり 2 収支計画 別表２のとおり 3 資金計画 別表３のとおり	【実施】 ・予算編成については、収益の増収、費用の削減、業務の整理・効率化を前提に予算編成を行った。 ・毎月開催される「経営の質向上委員会」に月次損益の状況を報告し、院内での情報共有を図った。	大	B	B																																																															

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 500百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 運営費負担金・建設事業補助金の受け入れ遅延等による資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 500百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 運営費負担金・建設事業補助金の受け入れ遅延等による資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応	・令和5年度計画で想定された短期借入金を要する資金不足の状況は発生せず、事業資金は、長期借入金を除き自己資金で賄った。	大	—	—	
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし	・該当なし	大	—	—	
	第7 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、病院施設の建替・整備・修繕又は医療機器の購入等に充てる。	第7 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、病院施設の建替・整備・修繕又は医療機器の購入等に充てる。	・令和5年度において剰余金は生じなかったが、令和4年度までに生じた剰余金について、令和6年度以降引き続き、病院施設の整備・修繕又は医療機器の購入等に充てる予定である。	大	B	B	
	第8 料金に関する事項	第8 料金に関する事項		大	B	B	
	1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料		中	B	B	
	(1) 病院を利用する者からは、使用料を徴収する。	(1) 病院を利用する者からは使用料を徴収する。	・使用料及び手数料に関する規程に基づき徴収した。	小	B	B	
	(2) 料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に関する食事療養、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）の規定により算定した額（以下「告示等による算定額」という。）並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）の規定により算定した額。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、その額に10の20を乗じて得た額とする。	(2) 料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に関する食事療養、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）の規定により算定した額（以下「告示等による算定額」という。）並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）の規定により算定した額。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、その額に10の20を乗じて得た額とする。	・各算定方法に基づき徴収した。	小	B	B	
	(3) 前項の規定にない使用料及び手数料の額は、次に定めるところによる。 ・千葉労働局、地方公務員災害補償基金千葉県支部その他の団体等との間における診療契約によるものについては、その契約の定める額とする。 ・前号以外にあっては、理事長が別に定める額とする。	(3) 前項の規定にない使用料及び手数料の額は、次に定めるところによる。 ア 千葉労働局、地方公務員災害補償基金千葉県支部その他の団体等との間における診療契約によるものについては、その契約の定める額とする。 イ 前号以外にあっては、理事長が別に定める額とする。	・当院規程等に基づき徴収した。	小	B	B	
	2 使用料及び手数料の減免 理事長が、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができるものとする。	2 使用料及び手数料の減免 理事長が、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができるものとする。	・当院規程に基づき実施した。	中	B	B	
第5 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項		大	B	B	

令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果〈項目別の状況〉

中期目標	中期計画	年度計画	法人の自己評価			山武市の評価	
			実施状況等	項目	評価	評価	山武市コメント
1 医療・保健・介護の三位一体的な提供 医療センターが中心となり、地域で高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括型医療の推進に努めること。	1 施設整備の推進 令和2年度より新病院の設計、建設を開始し、令和6年度中より新病院の運営を開始する。新病院では、患者に信頼され地域に必要とされる「コミュニティホスピタル」を実現する。	1 施設整備の推進 別表4「施設及び設備に関する計画（令和5年度）」のとおり	【実施】 ・新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来専用コンテナの設置（当初2台設置し、5類移行及び患者数の減少に伴い1台を撤去）及びネーザルハイフロー・生体情報モニタ等の導入を行った。 ・新病院では、山武市が敷地内のアメニティ棟に地域包括支援センターを配置し、市と連携のもと、地域住民の心身の健康維持、保健福祉等を包括的に支援する。	中	B	B	
	2 病院機能の拡充 医療・保健・福祉を健診から在宅までを含めて三位一体で切れ目なく地域住民に提供し、安心して暮らすことができる環境を整備するため、機能を発揮する手段としてふさわしい施設整備及び移転を計画する。	2 病院機能の拡充 医療・保健・介護を健診から在宅までを含めて三位一体で切れ目なく地域住民に提供し、安心して暮らすことができる環境を整備するため、機能を発揮する手段としてふさわしい建替整備計画を推進する。 現計画では、令和4年11月に新病院の建設工事に着手しており、令和6年6月の竣工、同年9月の開院を計画している。	【実施】 ・建替整備基本計画に基づき、令和4年11月に着工した新病院建設工事を進めた。（令和6年6月に竣工、同年9月からの新病院開院予定。）	中	B	B	
	3 積立金の処分にに関する計画 前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の建替・整備・修繕又は医療機器の購入等に充てる。	3 積立金の処分にに関する計画 前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の建替え・整備・修繕又は医療機器の購入等に充てる。	【実施】 ・前中期目標期間繰越積立金については、医療機器等の購入に充てた。	中	—	—	